

No.	該当ページ	意見の内容	県の対応方針
1	3	外国人住民の状況はとても早いスピードで変わっており、県内でも外国人の方が増え続けています。さらに、2027年から始まる新しい制度によって、家族と一緒に住む人や長く暮らす人が増えることが予想されます。在留資格の構造変化、生活困難事例の増加、雇用・教育・医療・防災など各分野での課題の深刻化を踏まえると、3年ごとの見直しでは現状に追いつかないと考えます。そのため、初年度は半年に一度、その後も毎年見直しを行うなど、より早く状況を確認できる仕組みにして頂きたいです。 また、特に増えている国籍(ネパール・インドネシア・ミャンマーなど)や、特定の在留資格の人たち、そして子どもに関わる支援については、よりこまめに状況を見直し、早めに問題に気づいて改善できるようにして頂きたいです。	本計画については、毎年度効果検証を行い、設定したテーマを必要に応じて見直してまいります。 また、特に増減率の高い国籍や在留資格についても毎年度推移を把握し、生ずると予測される問題点に対して適切なアプローチが行えるような体制を整えてまいります。
2	3	アクションプランの見直しは3年ごとに行うとなっておりますが、毎年の見直しをするべきではないかと思えます。それにより、状況の変化、国の制度の見直しなどにも迅速に対応可能ではないかと思えます。	プランの効果検証は毎年度行うこととしており、年度毎の検証結果をふまえて、目標設定の修正など行ってまいります。
3	5	表は、構成比の合計が85.3%にとどまっており、全体像を把握できません。主要国籍のみの掲載では、県内の外国人住民の実態を正確に反映しているとは言えないため、構成比がほぼ100%となるよう、全ての国籍を含むデータを掲載すべきです。	全体像について、全てを掲載するとグラフデータが膨大となり、計画が見にくくなることが懸念されるため、全てのデータにアクセスできるリンク先を掲載します。
4	7	コロナ禍以降、市町村社協においても外国人からの相談件数は多くなっている。外国人からの相談件数推移の数字としても含め、県内の状況把握につなげて欲しいです。	ご意見をいただいた市町村社協のほか、県内の各種窓口の状況把握を進め、それらをまとめる体制を構築してまいります。
5	7~9	財団の相談件数のみを掲載する現在の構成では、財団特有の人員不足や周知不足といった制約が反映され、県全体の相談実態を正確に示しているとは言えません。相談は、沖縄県・市町村・国際交流協会・KIPなどの各種団体など多様な窓口で受け付けられているため、県全体の相談ニーズを把握するには、これら複数機関のデータを併せて検討する必要があります。また、相談窓口が県全域を十分にカバーできているかを示す地理的データ(地域別相談件数・未利用地域の有無など)も必須です。これがなければ、地域間格差や支援が届いていない地域を把握できません。	財団以外の窓口の状況を把握出来ていないため、各種窓口の状況把握に努めるほか、その状況の整理についても努めてまいります。
6	7~9	在住外国人等からの相談件数・内容についてのデータは沖縄県国際交流・人材育成財団に限られたものになっていて、現状の把握になっていません。 アクションプランは、沖縄県国際交流・人材育成財団を主とした相談体制になっていますが、これでは、県全域を十分にカバーできないのみならず、体制を強化したとしてもアクセスできない地域差が生じるなどネガティブな結果が生じる可能性が高いです。すでに他府県には有効な事例があるので、それから学ぶことで効率的な相談体制の構築が可能だと思えます。	ご指摘の通り、財団窓口の結果集計のみでは県全域の実態が解明できるものではないと考えます。 財団以外の窓口の状況については、実態把握が進んでいないことから、各種窓口の実態把握に努めてまいります。
7	10	すでに摩擦やトラブルに発展しているのではないかと。	摩擦やトラブル発生といった問題事象については、引き続き積極的な把握に努めてまいります。
8	13	財団が県全体を統括する役割を担うのであれば、出入国在留管理庁が行っている「外国人支援コーディネーター」養成研修のような専門的な研修が必須だと考えます。	ご意見をいただいた研修も参考に効果的な研修制度の充実を検討してまいります。
9	14	一元的相談窓口の機能を実効性のあるものにするため、窓口において「行政書士」および「社会保険労務士」の国家資格者との直接的な連携体制、あるいは定期的な専門相談機能を組み込むことを提案します。	相談窓口において、行政書士や社労士等との連携体制構築を検討してまいります
10	14	暮らしに関する各種相談への対応に関して、福祉関係の職員が各窓口で専門職として尽力している。財団との連携体制を整えることで、県内で暮らす外国人の身近な市町村で相談ができる体制を整え、広く多くの困り感を抱えている方々に支援を届けるための体制が整備できると考えます。	ご意見いただいたとおり、財団における相談窓口と福祉関係の窓口の連携については、窓口体制の強化に繋がると考えることから、連携体制の構築について現場のご意見を伺いながら進めてまいります。

11	14	<p>現在、財団の相談業務はメール対応が主であると理解しておりますが、母語や「やさしい日本語」、英語などを用い、顔の見える環境で丁寧に問題を整理することで、相談者の安心感と適切な意思決定につながることで、PCや携帯などの機器操作が困難な方(主に高齢者)にとって、現場に人がいることは不可欠なため、今後、常時対応が可能な「対面相談窓口」を設置が望ましいです。</p> <p>また、県内どこに住んでいても相談ができるよう、在留資格に伴うニーズを踏まえながら、北部・中部・南部・離島へ支所設置、あるいは通訳派遣ができる体制づくりの検討をお願いします。</p>	<p>ご意見をいただいた件について、県内のニーズなどを把握したうえで実現可能性について財団と調整してまいります。</p>
12	14	<p>課題2の2-1について本施策の実施期間がやや長いと感じました。社会状況や外国人住民のニーズは変化が早いため、途中段階での見直しや、より短いサイクルでの評価・改善の仕組みがあると、より実効性の高い取組になると考えます。</p>	<p>現在、県内の外国人に対応する窓口は様々な種類があるため、それらをまず把握する必要があり、またそれらの窓口を集約する作業については、調整等に時間を要するため、令和13年度までの期間設定としました。</p>
13	14	<p>ワンストップセンターが、医療、在留資格、子どもの教育、住居、労働、法律問題など多様な相談に対応できる体制を整備することは重要です。しかし、目標年度を令和13年度とするのは、現場のニーズに対してあまりにも遅すぎます。令和13年度までの間にAI技術が大幅に進展することが確実視されるため、AIを活用した相談受付・多言語対応・初期判断(トリアージ)などを組み込んだ設計が不可欠です。以上を踏まえ、整備時期の前倒しとAI活用を前提とした柔軟なワンストップセンター構築を求めます。</p>	<p>様々な窓口の現状把握や統合可否等の整理などに時間を要するものと思慮されるため目標年度を13年度と設定しております。そのうえで、窓口の整理は早急に行い、ワンストップ窓口のあり方などの検討を進め、目標年度の前倒しも検討してまいります。</p> <p>併せて、AI活用についても、実現可能性について検討を行ってまいります。</p>
14	14	<p>外国人相談窓口については、財団に一元化するのではなく、各地域の国際交流協会にも設置することが望ましいと考えます。日常生活上の困りごとや子どもの学校生活に関する相談は、地域の実情を把握している身近な窓口で対応することで、迅速な解決につながる場合があります。一方、法律相談等、各協会に対応が困難な案件については財団へつなぐ役割分担を行うことで、相談業務全体の効率化が図れると考えます。</p> <p>そのためには、相談窓口を担う人材の確保・育成が不可欠ですが、各協会においては予算上の制約が大きいのが現状です。県や財団による人件費や研修費等への財政的支援をぜひご検討いただきたいと考えます。</p>	<p>喫緊の課題として初めに財団の相談窓口強化に取り組んでまいります。そのうえで、ご意見いただいた各地域の国際交流協会への窓口設置及び、財源支援について、予算面など総合的に勘案したうえで実現可能性について検討してまいります。</p>
15	14	<p>ワンストップセンターが「すべての相談を一つの窓口で完結させる」必要はなく、むしろ、相談者を適切な専門窓口へ迅速につなぐ機能を持つところとして位置づけるほうが良いと思います。</p> <p>AIを活用した相談受付・多言語対応・初期判断などを組み込んだ設計が不可欠です。現時点の技術水準を前提にした計画ではなくもっと時代を先取りした方法を使うべきだと思います。それによるコスト効率化も可能ではないでしょうか。</p> <p>目標年度を6年後の令和13年度とせず、もっと迅速に現場のニーズに対応することを希望します。</p>	<p>ご意見のとおり各種相談窓口の統合ではなく、つなぐ役割とすることは、様々な面で効果的であると考えます。そのうえで、課題等を整理し、目標年度前の達成について検討してまいります。</p> <p>また、AIの活用についても関係者の意見を幅広く聞く等して、時代に合わせた制度設計となるよう努めてまいります。</p>
16	15	<p>相談窓口の体制強化にあたり、相談件数(量)のみならず、解決の難易度や専門性(質)に応じた適切な財政的支援を検討することを提案します。特に、法的・専門的判断を要する複雑な案件に対応するため、外部の専門家(行政書士・社会保険労務士等)への委託・連携に活用できる予算枠の確保を求めます。</p>	<p>相談に対する支援内容については、国の補助制度をもとに検討を進めてまいります。また、複雑な相談案件に対しては関係機関と連携して解決できる体制を整えてまいります。</p>
17	15	<p>財団の役割は、単に自ら直接相談を担うということだけではなく、財団だけではとても対応できない相談体制を構築し、県全体の相談支援を十分に支えるために、県との協働のもと、市町村や民間団体など複数の相談窓口の情報センターとなり、その指導、支援、研修、そして財政的補助を行うという役割を担うべきだと思います。</p> <p>県からの財源は、財団のみの「取組中」の相談件数に応じた補助ではなく、上記のようなセンターとしての役割を果たすための体制強化に必要な補助が必要があります。</p>	<p>P14の取組状況1において財団の窓口が中心的な役割を果たせるよう支援してまいります。また、入管庁の補助制度について、ご意見を参考に入管庁と意見交換を行ってまいります。</p>
18	15	<p>相談窓口の体制強化にあたり、相談件数(量)のみならず、解決の難易度や専門性(質)に応じた適切な財政的支援を検討することを提案します。特に、法的・専門的判断を要する複雑な案件に対応するため、外部の専門家(行政書士・社会保険労務士等)への委託・連携に活用できる予算枠の確保を求めます。</p>	<p>相談に対する支援内容については、国の補助制度をもとに検討を進めてまいります。また、複雑な相談案件に対しては関係機関と連携して解決できる体制を整えてまいります。</p>

19	15	<p>財団の役割は、単に自ら直接相談を担うということだけではなく、財団だけではとても対応できない相談体制を構築し、県全体の相談支援を十分に支えるために、県との協働のもと、市町村や民間団体など複数の相談窓口の情報センターとなり、その指導、支援、研修、そして財政的補助を行うという役割を担うべきだと思います。</p> <p>県からの財源は、財団のみの「取組中」の相談件数に応じた補助ではなく、上記のようなセンターとしての役割を果たすための体制強化に必要な補助が必要があります。</p>	<p>P14の取組状況1において財団の窓口が中心的な役割を果たせるよう支援してまいります。また、入管庁の補助制度について、ご意見を参考に入管庁と意見交換を行ってまいります。</p>
20	15	<p>財源が財団にのみ集中する現在の体制では、県全体の相談支援を十分に支えることはできません。財源を財団だけに落とすのではなく、市町村や民間団体など複数の相談窓口にも適切に配分し、相談体制全体を強化する必要があります。また、企業との連携や協賛、共同事業など、民間資源を活用した財源確保の工夫も必要です。</p>	<p>令和6年度に開催した万国津梁会議では、特に財団の相談窓口に対しての助成が不足している面について提言がなされており、喫緊の課題であると整理して財政面の支援を強化してまいります。</p> <p>その他の窓口への補助についても予算面などから検討を進めてまいります。</p>
21	13~15	<p>公的支援で頼みの綱となる相談窓口の体制整備の拡充は肝要であるが、外国人住民が相談窓口を利用するには、時間・場所・言語等ハードルが高くなかなか窓口に向かない現状も考えられる。財団の相談窓口のみならず、相談を受けることの多い市町村国際交流協会や国際交流団体も交え、情報・対応の共有、課題の明確化等を行う定期的な会議を開催が望まれる。</p> <p>さらに、顔の見える関係性を築ける地域日本語教室は、外国人住民の相談の受け皿または相談を促す一歩となる場所となりうる。日本語教室が外国人住民のセーフティーネットとしての働きも備えているため、窓口の整備だけではなく、草の根の日本語教室活動が継続できるような取り組みもご検討いただきたい。</p>	<p>ご意見の通り各種窓口の整理・連携は重要であると考えており、会議の開催等検討してまいります。</p> <p>また、既存の日本語教室活動への補助についても検討してまいります。</p>
22	13~15	<p>相談窓口強化は、財団のみに限らず、既存の市町村・国際交流協会・民間団体の相談窓口の強化、または新設を進め、これらを連携させた広域的な相談ネットワークの構築が最も効率的でニーズに即していると思います。</p> <p>同時に相談体制の質を担保するため、財団に加え、各相談窓口のスタッフに対する相談員研修や標準カリキュラムを県が整備し、全体で共有することが必要です。さらに、相談窓口につなぐ役割を担う市役所などの各種窓口職員に対する研修も実施する。</p>	<p>ご意見については、重要な視点からのものであると考えます。一方で、令和6年度に開催した万国津梁会議では、財団窓口の強化が提言され、それに伴う強化は急務であると考えております。そのうえで、財団以外の窓口に関する補助等についても予算面などから検討を進めてまいります。</p> <p>また、窓口と連携する市町村職員等への研修も重要であると考えていることから、P21の取組状況2における研修を行い、対応力向上を図ってまいります。</p>
23	13~15	<p>「外国人相談窓口」について、「財団」だけではなく、地域の窓口も含めて対応体制の強化を検討していただきたいです。</p>	<p>ご意見については、重要な視点であると考えます。一方で、令和6年度に開催した万国津梁会議では、財団窓口の強化が提言され、それに伴う強化は急務であると考えております。そのうえで、財団以外の窓口に関する補助等についても予算面などから検討を進めてまいります。</p>
24	16	<p>外国人住民を単なる「支援の対象」としてではなく、地域社会の「担い手」として位置づける視点も重要であるため、地域行事や自治活動の企画・運営に参画してもらうなど、対等な関係のもとで共に地域をつくる仕組みづくりが求められるのではないかと。</p>	<p>P16の取組状況2を通して、市町村の実情に応じた地域事業等への外国人の参画を促進してまいります。</p>
25	16	<p>取組状況1の実施期間が長い点に加え、実施頻度が年1回のみである点が気になる。重要なテーマであるため、年1回に限らず、複数回の実施や継続的なフォローアップの機会を設けることで、より効果的な成果が期待できると思われる。</p>	<p>目標年度を令和11年度へ修正し、指標も年2回実施に修正しました。</p>
26	16	<p>取組状況2について、とても有意義な内容だと思いため、特定の地域に限らず、すべての市町村で実施されると、より多くの住民が恩恵を受けられると考えます。市・町・村それぞれの実情に応じた形での展開をぜひご検討いただきたいです。</p>	<p>指標は令和11年度までに1市町村への実施としておりますが、ご意見をいただいたとおり、更に多くの市町村で実施できるよう、市町村と連携しながら実情に合わせた活動を行えるよう検討を行ってまいります。</p>

27	16	<p>取組状況1について、地域住民の在住外国人に対する理解促進を目的とした人材育成は重要ですが、個人単位の育成では、担当者の異動や退職により知識や経験が地域に定着しにくいという課題があります。したがって、個人依存ではなく、地域の組織や仕組みとして継続的に残る形の人材育成ワークショップとすることが必要です。</p> <p>また、対象となる人材は、自治体・自治会・学校・企業・外国人関係団体など、地域を構成する多様な主体を含めるべきであり、地域全体で共生を支える体制づくりにつなげる設計が求められます。</p> <p>さらに、年1回の開催では十分な効果が期待できず、特に初年度は仕組みを定着させるために最低でも年3回程度の実施が必要です。継続的な学びとネットワーク形成を可能にする開催頻度の確保を強く求めます。</p> <p>取組状況2について、地域住民と外国人の相互理解を目的としたイベント等に対して補助・助成を行うことは重要です。しかし、指標が「1市町村」と設定されている理由が不明確であり、1市町村のみの実施では地域全体の理解促進にはつながりません。これではモデル事業としても十分とは言えず、地域間格差をむしろ固定化する懸念があります。そのため、指標は「全市町村」を目標とすべきであり、少なくとも複数市町村での展開を前提とした段階的な拡大が必要です。地域住民と在住外国人をつなぐ街づくりを進めるためには、特定の地域に限定せず、複数の地域で継続的に取り組みを展開できる工夫が不可欠です。</p>	<p>取組状況1について、人材育成のあり方について、ご意見を参考に仕組み作りを行ってまいります。また、開催頻度についても見直しを行い、年2回へ修正しました。</p> <p>取組状況2について、取組を行う意向のある市町村に対して補助・助成を行っていきたいと考えており、そのような市町村の状況把握が十分でないことから、最低限1市町村へ行うものとして目標設定をしております。</p> <p>一方で、1市町村以上へ補助・助成については、市町村の意向や予算面などを考慮しながら最大限行ってまいります。</p>
28	17	<p>外国人との交流イベントについては、資金が少ない小さな民間団体でも取り組めるように、小さな助成(ミニ助成)を作って頂きたいです。そうすることで、さらに多くの団体が交流づくりに参加できるようになります。</p> <p>さらに、助成制度には「事業評価」を必須項目として組み込み、効果検証を強化することで、支援の質と透明性を高めるべきです。評価を通じて得られた知見を次年度以降の事業に反映することで、地域に根付く持続的な交流促進の仕組みづくりが可能となります。</p>	<p>ご意見を参考に補助・助成のあり方について検討してまいります。</p>
29	17	<p>社会教育の場で、多文化共生に関するレクチャーなどをした後、「多文化共生に関する交流に参加したいが、どうしたら良いですか、どこに情報ありますか」という質問を多くうけます。関心層へ具体的な発信の仕方を整備していただきたいです。例えば、文化の発信拠点である県立図書館にコーナー設置することも有効だと考えます。</p>	<p>ご意見をいただいた県立図書館のほか、様々な広報媒体の活用を広く検討してまいります。</p>
30	17	<p>「国際交流」イベントは多いですが、もう一段先の「多文化共生」につながる出会う場、対話の場づくりを継続的に行うことは、市民社会づくりに重要だと考えます。市民団体でも取り組めるように、小さな助成(ミニ助成)等も設置いただきたい。地域の団体(自治会等も含め)が主体的に企画実施することは、多文化共生社会づくりの促進につながると考えます</p>	<p>ご意見をいただいた助成制度について、予算面などから検討を進めてまいります。</p>
31	18	<p>海外の歴史、文化、宗教、価値観などについて、テレビやラジオ、沖縄に暮らす世界の人々との大規模なお祭り等を通して周知し、日本人、外国人が相互に認め合う社会作りを行う必要があるのではないかと。</p>	<p>P18の取組について、テレビやラジオ等の広告媒体を幅広く活用するほか、P18の取組状況3に関連して世界のウチナンチュ大会と連携したイベントの開催を検討してまいります。</p>

32	18	<p>多文化共生月間の実施など、県民に対する多文化共生に係る意識啓発を強化する方針は重要です。しかし、月間中の単発イベントのみでは、県民の行動変容や理解の深化にはつながりにくいです。そのため、月間に限定せず、年間を通じた継続的な学習機会や啓発活動を組み込む必要があります。</p> <p>具体的には、学校教育との連携による年間を通じた学習機会の提供や、企業や地域団体(公民館・NPO・図書館等)と連携した啓発活動の実施など、社会全体で多文化共生を支える仕組みづくりを進めるべきです。</p> <p>また、県民と在住外国人双方への意識啓発としてポスターやガイドブックの作成が挙げられていますが、これらは届く範囲が限定的であり、実際に読まれない可能性も高いです。一方で、現在の差別的・排外的な言動の多くはSNS上で発生していることから、若年層にも届きやすいSNS・動画等のデジタル媒体を活用した啓発活動を強化すべきです。SNSを活用した継続的な発信は、誤情報の拡散防止や意識変容に特に効果が期待できます。したがって、従来型のポスター中心の広報から、SNS・動画等のデジタル媒体を活用した啓発活動の強化が必要です。</p>	<p>多文化共生月間の設定については、引き続き様々な方との意見交換などを通して企業や地域団体の活用も含めて、効果的な手法について検討してまいります。また、学校教育との連携について、教育庁とも連携しながら検討を進めてまいります。</p> <p>意識啓発の手段としてポスターやガイドブックの作成のほか、ご意見をいただいたデジタル媒体の活用についても明文化しました。</p>
33	13~16、18	<p>多文化は多岐にわたっており、対応する人材育成の計画があってほしい。</p> <p>現在は、AI翻訳機能の精密の良さなど、言語では問題は少なくなってきたかもしれないが、「困った時に、相談に行ける、誰かが助けてくれる」という人での支援はとて重要になってくる。</p> <p>人権の視点から外国人を住民、県民とみなして理解し、支援していく啓蒙活動が必要なため、そのためのフォーラム、シンポジウムなど定期的に計画してほしい。</p>	<p>P16の取組状況1において人材育成を行うほか、P13、P14、P15において外国人相談窓口の体制強化を行い、外国人住民が相談しやすい環境整備に努めるほか、P18の取り組みを通して県民へ多文化共生に係る意識啓発を促してまいります。</p>
34	16、18	<p>「多文化共生」とは何かを県民向けに広報・教育する取り組みも必要ではないか。</p>	<p>P16取組状況1において、地域の多文化共生に関する取り組みを行う人材の育成を行うほか、P18取組状況1、2において県民向けに多文化共生の意義等について広報・周知を行い、意識醸成を図っていきます。</p>
35	16、18	<p>地域住民と在住外国人をつなぐ街づくりの促進が、令和11~12年度取組みは遅さを感じる。1の人材育成には一定の時間を要することは理解できるものの、2のイベントの開催については、小規模であっても早期に着手すべきではないか。外国人排外的な風潮が見られる現在、こうした取組は県民への啓発につながる重要な機会だと考える。</p> <p>また、市町村への助成にとどまらず、県主導によるイベントの実施も必要だと思う。他県では県が主催し国際交流団体と連携したイベントを実施している例がある。イベント開催の準備に時間がかかる場合でも、パネル展示やチラシ配布など、比較的早く始められる取組から着手することも可能ではないか。</p> <p>JICA沖縄等がありますが、多文化交流拠点として、神奈川県「あーすばらぎ」のような県立の多文化交流センターのような施設があってもよいと考える。</p>	<p>P16取組状況2の目標年度の見直しを行いました。</p> <p>また、県主導のイベントにおいては、沖縄県民がこれまで移民として受け入れられてきたルーツを持っていることから、令和9年度に開催するウチナンチュ大会と連動したイベント開催をP18取組状況3にて計画しております。</p> <p>その他、多文化共生月間の策定や多文化共生社会の構築につながるポスター、デジタル媒体作成等の取組についてもP18取組状況1、2において計画しています。</p> <p>多文化共生の拠点となるような場所の創出については関係機関と連携のうえ、拠点創出の実現可能性についても検討を行っていきたいと思います。</p>

36	19	<p>取組状況1について、「沖縄県差別のない社会づくり条例」の浸透促進および実効性向上に向けた取り組みについて、現行案では、年1回のポスター掲示・パンフレット配布・イベント開催を中心とした周知が示されているが、これらの手法は対象が限定的であり、県民全体の行動変容や差別防止の実効性を高めるには不十分ではないか。</p> <p>現在、差別的・排外的な言動の多くは特にSNS上で発生しており、沖縄に在住する外国人に対する差別的言動も確認されています。このため、SNS・動画等のデジタル媒体を活用した啓発活動の強化が必要ではないか。</p> <p>また、兵庫県尼崎市が行っているようなネット上の差別的言動のモニタリングを県として実施し、主体的に削除要請を行う仕組みを導入することは、誤情報の拡散防止や差別抑止に大きく寄与すると考えます。従来型のポスター中心の広報に加え、デジタル媒体を軸とした手法への転換が求められる。</p> <p>条例の浸透には、学校教育(教師・校長)、行政(市町村)、警察、入管、外国人受け入れ企業、専門学校など、社会の基盤を担う機関や外国人に関わる団体・人々への研修・啓発の徹底が不可欠です。現場で対応する立場の人々が差別防止の理念と対応方法を理解していなければ、条例の実効性は担保されません。</p>	<p>沖縄県差別のない社会づくり条例(以下「条例」という。)については、令和5年度に続き、今年度、条例の趣旨、内容、活用事例、Q&A等を盛り込んだデジタルコンテンツ(動画等)の制作を行い、周知・啓発の取組を強化することとしております。また、令和8年度以降も継続的にイベントを開催してまいりますこととしております。</p> <p>県としましても、不当な差別的言動が、SNSその他インターネット上で発生していることについて認識をしております。そこで、インターネット・モニタリングの実施について、条例に基づき設置されている沖縄県差別のない審議会の意見を聴いているところであり、その意見を踏まえて適切に対応してまいります。</p> <p>人権の尊重は、行政事務の執行の前提となるものですので、今後とも関係機関と連携し、差別のない社会づくりに向けた周知・啓発に取り組んでまいります。</p>
37	19	<p>取組状況3について、人権相談窓口については、周知の強化だけでなく、財団等の既存相談窓口との連携強化が求められます。やさしい日本語や多言語で対応できる体制整備も不可欠です。また、現在の電話窓口は週3日・日中のみの対応に限られており、利用しづらい状況があります。</p> <p>外国人に対する不当な差別的表現活動への対応については、条例に基づき審議会の意見を踏まえて公表手続きを行うとされていますが、審議に時間がかかりすぎていること、公表基準が高すぎることから、実際の抑止力として十分に機能していません。氏名が判明しているにもかかわらず公表されない事例もあり、現行の運用改善を求めるとともに、条例自体が理念条例にとどまらず、罰則を伴う実効性のある条例への改正を検討すべきです。差別的表現活動に対する明確な禁止規定と罰則の導入により、差別に対する抑止力が高められるのではないかと。</p>	<p>人権相談窓口においては、相談者の相談内容に応じ、各種の専門相談窓口に的確につなぐことができるように努めているほか、外国人からの相談については関係機関と連携して対応しているところであります。また、電話だけではなくメールによる相談もお受けしていますので、この点についても周知を図ってまいります。</p> <p>条例に基づく本邦外出身者等に対する不当な差別的言動の公表等につきましては、表現の自由に配慮する必要性が高いことから、慎重な検討を必要とするため、審議会に諮るものとしていただいております。</p> <p>このような仕組みであるため、審議については一定の時間を要することとなりますが、運用につきましては常に改善を行ってまいります。</p>
38	19	<p>取組状況3について、人権相談窓口については、周知の強化だけでなく、財団等の既存相談窓口との連携強化が求められます。やさしい日本語や多言語で対応できる体制整備も不可欠です。また、現在の電話窓口は週3日・日中のみの対応に限られており、利用しづらい状況があります。</p> <p>外国人に対する不当な差別的表現活動への対応については、条例に基づき審議会の意見を踏まえて公表手続きを行うとされていますが、審議に時間がかかりすぎていること、公表基準が高すぎることから、実際の抑止力として十分に機能していません。氏名が判明しているにもかかわらず公表されない事例もあり、現行の運用改善を求めるとともに、条例自体が理念条例にとどまらず、罰則を伴う実効性のある条例への改正を検討すべきです。差別的表現活動に対する明確な禁止規定と罰則の導入により、差別に対する抑止力が高められるのではないかと。</p>	<p>人権相談窓口においては、相談者の相談内容に応じ、各種の専門相談窓口に的確につなぐことができるように努めているほか、外国人からの相談については関係機関と連携して対応しているところであります。また、電話だけではなくメールによる相談もお受けしていますので、この点についても周知を図ってまいります。</p> <p>条例に基づく本邦外出身者等に対する不当な差別的言動の公表等につきましては、表現の自由に配慮する必要性が高いことから、慎重な検討を必要とするため、審議会に諮るものとしていただいております。</p> <p>このような仕組みであるため、審議については一定の時間を要することとなりますが、運用につきましては常に改善を行ってまいります。</p>
39	21	<p>プラットフォームの構築にあたり、情報の「網羅性」だけでなく「正確性」と「実効性」を担保するため、在留資格および労働・社会保険の専門家団体である行政書士会および社会保険労務士会との連携・監修体制を組み込むことを提案します。</p>	<p>プラットフォーム作成に関しては、ご意見をいただいたとおり、行政書士会や社会保険労務士会を含め、様々な団体等と連携して進めてまいります。</p>

40	21	<p>多様な団体が行う情報発信について、県と連携して相互に周知・広報を図るとされていますが、県が単独で広報を行うだけでは発信力に限界があります。むしろ、県が担うべき役割は「自ら広報すること」ではなく、民間団体・企業・地域コミュニティなど、多様な主体の発信力を最大限に引き出すための環境整備と支援ではないでしょうか。</p> <p>現状では、団体同士の情報共有が希薄であるため、まずは多様な団体が顔を合わせ、情報共有・協働・役割分担を行う協議会の設置が不可欠です。そのうえで、民間の発信力を伸ばすため、団体間の情報共有会議の定期開催によるネットワーク強化や、SNS連携や共同キャンペーンなど団体同士が相互に情報を拡散できる仕組みの構築、SDGsのように、テレビ・新聞・ラジオ・オンラインメディア等とのコラボレーションを通じた民間主導の広報強化によって、県の広報力に依存するのではなく、民間の発信力そのものを底上げし、社会全体の情報発信力を強化することが可能となります。</p>	<p>効果的な情報発信については、ご意見のとおり県単独で広報を行うことだけでは不十分であると考えており、関係団体と連携して取り組んでまいります。また、情報発信に際してはご意見のほか関係団体からの意見もふまえて効果を最大限発揮できるような方法について検討してまいります。</p>
41	21	<p>外国人が住みやすい社会を構築するため、沖縄県国際交流・人材育成財団やJICA、民間団体、各国の国際交流団体等と連携し、生活に必要な情報へアクセスしやすい一元的プラットフォームを作成する方針は重要です。しかし、どのような形態のプラットフォームを想定しているのかが明確でなく、現状では実効性の判断が難しいです。</p> <p>プラットフォームは、オンライン上の情報集約だけでなく、リアルな相談拠点・交流拠点としての機能も含めて検討すべきです。そのためには、行政だけでなく、民間団体、企業、学校、地域コミュニティなど多様な主体の意見を反映し、AI技術の発展も踏まえた慎重かつ実効性の高いデザインが必要です。また、プラットフォームの本格稼働を13年度としていますが、時期が遠すぎるため、必要な機能は段階的にでも早期に提供を開始すべきです。途中段階であっても、外国人が生活情報にアクセスできる仕組みを早期に立ち上げることで、現場のニーズに迅速に対応することができます。</p>	<p>プラットフォーム作成に関しては、様々な角度からのご意見を集約したうえで、効果的な仕組み作りに努めてまいります。</p> <p>また、目標年度についても、予算状況等をふまえながら早期実現を目指してまいります。</p>
42	22	<p>やさしい日本語の普及および多言語での情報提供について、県ホームページの選択可能な言語数を増やすとされていますが、県ホームページに対する外国人住民の需要がどの程度あるのかは不明であり、生活・くらしに関する情報を求める外国人にとって、県レベルの情報が最優先とは言い難いです。外国人住民が行政情報として必要とするのは、日常生活に直結する市町村レベルの情報ではないでしょうか。</p> <p>したがって、県が優先すべきは県ホームページの多言語化ではなく、市町村がこれらの生活情報を多言語またはやさしい日本語で提供できるよう支援する仕組みの整備ではないか。</p>	<p>ご意見の通り市町村HP等の多言語化についても有効な取組であると考えられることから、P57における市町村との会議において情報提供などを行ってまいります。</p>
43	22	<p>県民や事業者等に対するやさしい日本語の普及啓発として講座を開催するとされていますが、年1回の実施では明らかに不十分です。まずは、市町村職員に加え、社会福祉協議会、グッジョブセンターなど、外国人が訪れる行政関連施設の職員を対象に、年複数回の講座を開催すべきです。</p> <p>また、後任や新人職員が継続的に学べるよう、オンデマンドで視聴できる仕組みを整備し、対象によっては受講を必須化することが望ましいです。これらの取り組みによって、外国人住民が必要な情報に確実にアクセスできる環境が整うだけでなく、県民・事業者・行政職員のコミュニケーション能力が向上し、多文化共生の基盤がより強固なものとなるのではないのでしょうか。</p>	<p>ご意見のとおり、市町村職員等の行政職員向けの取組も重要であると考えており、予算面などから1回限りではなく、オンデマンド形式などで通年学習できる機会の創出を検討してまいります。</p>
44	13、22	<p>外国人相談窓口の相談対応力強化(期待される効果)のためにも、「やさしい日本語」研修の実施を位置づけていただきたいです。実際、言語の壁による意思疎通の難しさがあるため、「やさしい日本語」の活用を知り、少し楽になることを伝えられると良いと思います。</p>	<p>P22の取組状況2における研修の対象について、各種相談窓口の職員を明文化しました。</p>

45	23	<p>多様な国籍の方の生活習慣の理解促進を図るため、市町村等で活用可能な多言語版「おきなわ生活」ハンドブックの更なる多言語化を進めるとされていますが、現行の「おきなわ生活」ハンドブック自体が十分に普及しておらず、利用されていない現状があります。また、現在の冊子は文字が小さく情報量が多く読みづらい構成が分かりにくく、必要な情報にたどり着きにくいといった課題もあり、外国人住民にとって必ずしも使いやすいものとは言えません。</p> <p>さらに、若年層をはじめ、外国人が冊子を手にとって読むかどうかは疑問であり、媒体としての到達性にも課題があります。したがって、まずは現在の「おきなわ生活」ハンドブックの実態(利用状況・課題・改善点)を検証し、外国人住民や関係団体の意見を反映した上で、媒体の再設計を行うことが必要です。ハンドブック形態を維持するのを含めて再検討し、ネットやアプリなどの形態も検討して頂きたいです。必要情報へのアクセスのしやすさ、読みやすさと、そして、例えば冊子を作成する場合は、どのように普及・活用させるかを事前に検討すること。多言語化は、内容の改善と普及方法の検討を行った後に着手すべきです。現行のハンドブックをそのまま多言語化しても、使われないまま終わる可能性が高いです。</p>	<p>本ハンドブックについては、特に市町村窓口等で活用可能であるものにする必要があると考えており、現場のご意見もふまえながら、多言語化に加えて内容の改訂にも取り組んでまいります。また、デジタル媒体の活用についても現在、県のHPにて公開しているところですが、その他の手段についても検討してまいります。</p>
46	22, 23	<p>行政から出される文書は専門用語が常用されているため、外国語話者をはじめ、一般の市民にも読むのに不自由な方がいる可能性がある。そのため、やさしい日本語の推進、やさしい日本語による「内容の概要」の併記(または外封筒への記載など)を進めてほしい。</p> <p>また、外国語話者が外国語のままでも生活できるのが多文化共生の理想とすれば、英語表記は推進ではなく「徹底」のレベルで広げていくべきではないか。</p>	<p>P22取組状況2の対象者を見直し、県内行政職員等を中心と整理して修正しました。</p> <p>また、P22取組状況1やP23取組状況2の取組を通して、情報の多言語化を進めてまいります。</p>
47	24	<p>現在、外国人が直面している最も深刻な課題の一つが、安定した住居の確保であります。県内の報道でも繰り返し取り上げられているとおり、外国人に対する賃貸契約のハードルは依然として高く、厳しい状況が続いています。</p> <p>課題解消のため、行政による積極的な支援が不可欠であると考えます。とりわけ、公営住宅への入居支援など、実効性のある施策の検討が求められます</p>	<p>県営住宅の入居については、所得制限や同居親族がいることなど要件があり、その上で抽選(公募)で入居者を決定しております。</p> <p>また、本県においては、全国と比較し県営住宅の応募倍率が高く、子供の貧困、単身高齢者の増加など、低所得者世帯の割合も高くなっており、外国人の入居については、住宅困窮度が高い他の県民の皆様との公平性を保つ上で選考基準を同等に扱っております。</p> <p>県としましては、公営住宅の現状と県が抱える社会課題を踏まえつつ、市町村居住支援協議会の設立支援、外国人支援団体等への情報提供を通じて、引き続き外国人の皆様への居住安定に向けた支援を強化してまいります。</p>
48	24	<p>外国人労働者受け入れの際、居住するアパートを探すことが困難であり、アパートの大家さんから文化の違い外国人が居住することに難色を示す等により、会社の寮として借りることがなかなか難しく、安心して仕事をしてもらうことが難しい状況がある。</p> <p>特に技能実習生は最低賃金で仕事をし、その中で沖縄県内での生活を調え、母国に送金する必要があるケースもある。そのため、実習生や外国人が住める住居の確保が急務であり、民間のアパートや公営の団地など住居環境を提供し、外国人たちが安心して仕事ができるようサポートして欲しいと考えます。</p>	<p>県営住宅の入居については、所得制限や同居親族がいることなど要件があり、その上で抽選(公募)で入居者を決定しております。</p> <p>また、本県においては、全国と比較し県営住宅の応募倍率が高く、子供の貧困、単身高齢者の増加など、低所得者世帯の割合も高くなっており、外国人の入居については、住宅困窮度が高い他の県民の皆様との公平性を保つ上で選考基準を同等に扱っております。</p> <p>県としましては、公営住宅の現状と県が抱える社会課題を踏まえつつ、市町村居住支援協議会の設立支援、外国人支援団体等への情報提供を通じて、引き続き外国人の皆様への居住安定に向けた支援を強化してまいります。</p>
49	29	<p>取組状況2 相談窓口における情報提供について、沖縄県は地域日本語教室の空白地域が多い県だと感じています。地域日本語教室に頼ることで離島や過疎地域への支援が十分かどうか懸念があります。県主導での日本語教員の派遣など、より踏み込んだ支援策も必要に思います。</p>	<p>文部科学省が公表した「日本語教育実態調査 令和6年度 報告」によると、県内における日本語教室空白地域は33市町村(80.5%)となっており、外国人材が日本語を学ぶ環境整備が十分でないことは承知しております。他方、特定技能等の外国人材に対する日本語学習機会の提供については、一義的には、事業主の責務ではありますが、県としましては、オンラインを活用した学習環境の提供、地理的不利性にも配慮しながら、どのような支援が可能か検討してまいります。</p>

50	29	<p>具体的な日本語教育提供内容は日本語教室の紹介だけではいけません。日本語教育において成果を上げる(当該外国人等の日本語能力を高める)日本語教育の場として「地域日本語教室」がふさわしいかは疑問ある。外国人労働者は忙しいため、企業内研修として日本語教師を派遣するか、もしくはオンラインで研修を実施する方が有効ではないか。個人規模な企業が手配することは困難なことが想定されるため、県主導で企業の枠を超える合同オンライン日本語教育などの枠組みを整えることも検討されるべきではないか。</p>	<p>特定技能をはじめとする外国人材の日本語能力向上は、円滑な業務遂行と地域定着の両面で重要であると認識しております。日本語学習の機会提供については、一義的には事業主の責務ではありますが、小規模企業等における負担も課題であると捉えております。ご提案のありました「オンライン研修」や「企業間合同の枠組み」などの手法は、利便性や効率性の観点から有効な手段の一つと考えております。今後、企業のニーズや費用負担の在り方についても精査しながら、県としてどのような実効性のある支援が展開できるか検討してまいります。</p>
51	29	<p>令和5年度から外国人雇用に関する企業向け相談窓口を設置し、日本語学習機会の情報提供を行っているとしていますが、情報提供だけでは企業が日本語教育を実施するための支援として不十分です。外国人従業員の日本語力向上は、労働災害防止、職場コミュニケーション改善、定着率向上など企業・地域双方に大きな効果がある一方、企業が独自に日本語教育を行うには費用負担が大きく、取り組みが進みにくいです。そのため、北海道や宮城県のように、日本語教育を実施する事業主に対して補助金を交付する制度を創設すべきです。相談窓口の設置に加え、企業が実際に行動できるよう、財政的支援を組み合わせた実効性のある仕組みが必要です。</p>	<p>外国人材の日本語能力向上は、労働災害の防止や職場定着、さらには地域社会との共生において重要であると認識しております。日本語学習機会の提供については、一義的には事業主の責務ではありますが、中小企業等における費用負担が課題であることも承知しております。現在、県では介護分野において、外国人介護人材の日本語学習に要する費用を補助する事業を実施しており、一定の成果を上げているところです。ご要望のありました他職種への財政的支援の拡大については、介護分野での実績や、企業の費用負担感、実際のニーズを把握しながら、相談窓口による情報提供と併せ、より実効性の高い支援の在り方について検討してまいります。</p>
52	30	<p>取組状況1に関する事業は、外国人住民の法的地位の安定と県内企業のコンプライアンス強化に直結する極めて重要な施策です。グッジョブセンターでの対応が想定される2つの相談(外国人労働者に対する相談と外国人労働者を雇用する事業者に対する相談とセミナー)を行う為に、ワンストップ型のプラットフォームの強化と並んでグッジョブセンターとして①相談機能、②プッシュ型支援に対応する為の機能、③相談に関して関係機関の相互連携のハブ機能を高める為の事務局機能等の各機能の強化を含んだ、事業の継続的な実施を強く要望します。</p>	<p>グッジョブセンターでは、国籍を問わず労働相談や求職支援等を実施し、全県民を対象とした総合窓口としての役割を果たしております。 外国人労働者や事業者に対する相談やセミナーについては、グッジョブセンターの総合窓口機能を生かし、周知広報の強化や、専門機関・支援機関との連携を図りながら、相談者に寄り添った対応を行っており、引き続き労働相談事業等に取り組んでまいります。</p>
53	30	<p>取組状況3に関する事業は、県内企業のコンプライアンス遵守と外国人材の安定的な定着を支える不可欠なインフラであり、継続かつ強化して実施することを強く要望します。国家資格者団体を活用し続けることが、沖縄県における外国人雇用の信頼性を担保します。</p>	<p>県内企業におけるコンプライアンス遵守と外国人材の定着において、高度な専門知識を持つ国家資格者の役割は重要であると認識しております。現在の相談窓口においても、行政書士の皆様には適正な在留資格の確保や制度理解の促進を、社会保険労務士の皆様には労働諸法令の遵守や適切な雇用管理体制の構築を、それぞれ専門的見地からご助言をいただいております。ご要望のあります国家資格者団体との連携については、より効果的な相談体制の構築に向け、貴団体等との意見交換を通じ、連携の在り方を検討してまいります。</p>
54	30	<p>グッジョブセンターで実施している労働相談について、外国人労働者も利用できることを「日本語学校等に周知する」とされていますが、なぜ日本語学校を特化して記載しているのか疑問です。外国人労働者が情報を得る経路は多様であり、日本語学校だけに限定した周知では十分とは言えません。 周知すべき対象は、日本語学校、雇用主(採用時・雇用契約時の説明義務として明記)、技能実習・特定技能の監理団体・登録支援機関、地域の民間団体など、外国人労働者と日常的に接点を持つ幅広い主体であるべきです。 特に、雇用主による情報提供の義務化は重要です。労働相談窓口の存在を知らないまま働く外国人労働者が多い現状を踏まえると、雇用時に労働相談窓口の案内と労働条件・権利に関する基本情報を説明することを義務化することで、外国人労働者が必要な支援に確実にアクセスできるようになります。したがって、周知の対象を日本語学校に限定するのではなく、雇用主を含む幅広い関係者に対して情報提供を義務化する方向で見直すべきです。</p>	<p>県では、外国人を対象とした労働相談やセミナーについては、日本語学校、外国人を雇用する企業(従業員含む)、支援者等を対象にしており、日本語学校のほか、支援機関や事業者団体に対する周知にも取り組んでいるところです。 また、企業向けセミナーにおいては、労働条件明示など基本的な労働関係法令のほか、企業内において外国人労働者から相談を受けた際の対応方法、国や県の相談窓口の活用方法についても周知啓発しており、引き続き外国人雇用の適正化に努めてまいります。</p>

55	33	<p>教育に関する取組について「子どもの権利」を中心に据え、外国につながる子どもたちが日本・沖縄で質の高い教育を受ける権利があるということ、彼らが意見を表明し、それが聴き届けられるという権利を有していることを記載いただければと感じる。</p> <p>教育制度上彼らの教育を受ける権利を阻むことは実質ないとしても、アクションプランを読む人々が等しくこの権利を認識できるように記載をすることは、沖縄県が策定している沖縄県子ども・若者計画や、各市町村が策定する子ども計画でも、誰一人取り残さない、子どもまんなか社会の実現にも繋がると考える。</p>	<p>P33にご意見のあった件に関連する文言を追加しました。</p>
56	33	<p>地域日本語教室を、生活・就労・教育等をつなぐ「入口」として整理する視点、外国人相談窓口や関係機関との接続関係の明確化(地域日本語教室と既存の支援制度・相談機関が、どのような段階で、どのように連携・橋渡しを行うのかを整理すること)を補足することはできないか。</p>	<p>地域日本語教室にはご意見のとおり側面があると考えることから、生活等をつなぐ入口としての機能についてP33に明文化しました。また、関係機関との接続関係の明確化については、事業実施にあたって関係者のご意見をふまえながら検討を進めてまいります。</p>
57	35	<p>取組状況2の令和11年度に1市町村へ実施という目標は、時期的に遅く、数的にも少なく、促進の本気度が感じられません。市町村任せになっている印象も否めません。</p> <p>県内には十数校の日本語学校や、留学生のいる大学や専門学校も多数あります。こうした教育機関と連携し地域日本語教室を円滑に開催することは難しいのでしょうか。</p>	<p>P36の取組状況2において文部科学省の地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業活用の目標年度を令和9年度に修正し、これに伴ってご意見のあった箇所の目標年度も修正しました。</p> <p>他県の先進事例などを参考に県もしくは国際交流団体が間接補助する形で市町村の地域実情に応じた日本語教室の設置を促進することが有効であると考え、プランのような書きぶりとしておりますが、ご提案いただいたも参考にさせていただき、より効果的な制度設計となるよう検討を進めてまいります。</p>
58	35	<p>日本語教育について社会教育制度を活用する必要があることから、各市町村にある公立公民館を活用することが有効である。公民館において国の補助金も活用しながら日本語講座や文化交流機会を「公民館講座」として提供することが、最も安定的かつ継続的な日本語教育機会の提供につながるのではないかと。</p>	<p>P35の取組状況2において、市町村ごとの実情に応じた日本語教室の設置促進支援を行うこととしており、今後は各市町村との意見交換も行いながら、ご意見をいただいた公民館の利活用を含めて検討を進めてまいります。</p>
59	35	<p>沖縄県では、地域の日本語教室が非常に少なく、必要とする方々に十分な支援が行き届いていない状況にあります。そのため、市民や民間団体との連携を図りながら、日本語教室の設置を早期に進めてください。</p>	<p>目標年度の見直しを行いました。</p>
60	35	<p>取組状況1について、既に作成したウェブサイトを活用できないか。また、既存サイトの新規の教室情報の追加、既存の教室情報の更新作業について協力・支援を検討いただけないだろうか。</p> <p>また、活動終了または休止となっている教室もあり、ニーズの把握、財源、マンパワー、自治体との協力体制の面から、教室活動の継続が困難となる団体もあるため、今ある教室活動の継続の視点も取り入れ、地域日本語教室の取り組みにおいてはなるべく早急に推進していただきたいと考える。</p>	<p>既存ウェブサイトの活用は効率的であることから、財源面なども考慮のうえ、協力・支援について検討いたします。</p> <p>また、地域日本語教室に関する取組については、財源確保を含めて目標年度の見直しを行いました。</p>
61	36	<p>県内にどの程度の登録日本語教員の有資格者が存在し、現在どのような形で資格を活かした活動を行っているのか、県として把握する必要があるのではないのでしょうか。</p> <p>日本語教師は、日本語指導、生活指導等多文化共生支援の最前線に立つ存在であると考えます。</p> <p>日本語教師の実態を把握し、必要に応じて活用していくことは、多文化共生施策の推進に大きく寄与すると考えます。また、資格や専門性を活かして地域や県の取組に協力したいと考えている人も少なくないと思われます。現場の支援体制を強化するとともに、多文化共生の取組をより実効性の高いものにできないのでしょうか。</p>	<p>P36の取組状況2の取組によって県内の日本語教育の実態把握及び整理を行うとともに、日本語教師の実態把握についても併せて検討していきたいと考えています。</p>

62	36	<p>まず、既に地域日本語教室を立ち上げ、継続的に運営している団体に対する安定的な財政支援をお願いしたいと考えます。例えば、公的施設を無償または低額で利用できるようにするなど、活動場所の確保に対する支援が挙げられます。地域日本語教室は、在住外国人と地域住民との間にコミュニティを形成する重要な場ですが、予算不足により継続が困難になるケースが少なくありません。</p> <p>あわせて、日本語指導に必要な基礎的知識を身につけるためのボランティア養成講座について、県主導での開講、もしくは各国際交流協会が実施する際の予算補助など、何らかの支援をお願いしたいと考えます。さらに、日本語教室の運営を無償ボランティアの善意のみに依存するのではなく、一定の収入を得ながら継続できる仕組みづくりについても、ご検討いただければ幸いです。</p>	<p>P36の取組状況2において、補助制度を活用した地域日本語教育に関する体制整備を行う予定のため、その際にはご意見をいただいた既存の教室に関する補助等の実施や、ボランティアの養成など、他の自治体における先進事例なども参考にしながら体制整備のあり方について検討してまいります。</p>
63	36	<p>外国にルーツを持つ児童生徒への日本語支援について、地域日本語教室は社会人向けに夜間開講されることが多く、子どもたちが参加しにくいという課題があります。そのため、放課後の時間帯に、日本語指導を行う教室を設置し、小・中・高校生が定期的に集い、交流できる場を整備することが必要だと考えます。このような場合は、子どもたち本人だけでなく、その保護者の孤立防止にもつながると期待されます。</p>	<p>ご意見いただいたとおり、子供たちやその保護者の地域日本語教室におけるフォロー体制構築も重要であると考えております。P36の取組状況2における取組を行う際には、その点に留意しながら地域日本語教室の整備について検討してまいります。</p>
64	36	<p>補助金を活用した体制づくりを令和10年度にスタートする前に、その前段階で過去財団実施の事業を通して見えた課題に加え、何が明らかになり、何が明らかにならなかったのかを改めて当時の関係者、今後の旗振り役と共に振り返ることはできないだろうか。地域日本語教育の体制づくりは多くの人・関係団体・県と市町村との継続的に協働・連携し、共に創る過程が重要であることから上記を提案する次第である。</p>	<p>ご意見のとおり、過去の経緯を整理し、課題等を把握することは新たな取組を行う前の重要な手続きであると考えておりますので、制度運用前に整理してまいります。</p>
65	36	<p>生活スタイルに合わせてすいように、オンライン・オフライン、昼・夜などに加えて、レベル別に対応できる教室を期待します。</p>	<p>ご意見をいただいたとおり、オンラインの活用など様々な運用体制を検討してまいります。</p>
66	35、36	<p>文科省「総合的な体制作り事業」の活用が令和10年度からの実施、また、「市町村と連携した日本語教室設置に向けた支援の実施」が令和11年度(しかも1自治体のみ)というのは、極めて遅いのではないかと。</p> <p>県内で既に日本語教室ネットワーク化の試みがなされていますし、他県の自治体において文科省事業を用いた地域日本語教室推進の経験がある市民(沖縄県民)が存在しており、それらの人材と連携することで効率的・効果的に事業が進められるのではないかと。</p>	<p>文科省「総合的な体制作り事業」については、令和8年度に申請を行い、令和9年度より実施を計画し、目標年度を修正しました。また、市町村への日本語教室設置についても併せて目標年度の見直しを行いました。市町村への日本語教室設置については、関心のある市町村に対して間接補助等を行い実施する方式を検討しており、市町村のニーズが明確でないため、最低限1自治体への補助を行うこととして目標設定しておりますが、更に多くの市町村への補助が行える場合、多くの自治体への設置について検討してまいります。</p> <p>また、事業運営に際して、ご意見をいただいた日本語教室に関りある人材と連携して効果的な取組を進めてまいります。</p>
67	37	<p>③「教育分野における外国人に対する行政サービスの現状の把握・分析、及び対策の強化」という表現はやや硬く、「行政サービス」という用語が教育の場面に馴染まない印象があります。</p> <p>「教育分野における外国につながる児童生徒の支援体制の分析と強化」といった表現に改めてはどうでしょうか。</p>	<p>ご意見のとおり、教育分野においてはやや適切ではない表現であったことから、表現を変更しております。</p>
68	37	<p>それぞれの取り組み状況において、「教育分野における外国人に対する対策の強化」が示されていますが、「対策の強化」を具体的に進めるための施策が十分に示されていないように感じられます。</p> <p>現状では実施状況の把握や分析、調査が中心ですが、課題はすでに深刻で、調査と同時にできる支援を早く始めることが必要だと考えます。</p>	<p>ご指摘のとおり、「教育分野における外国人に対する対策の強化」を進めていくためには、実施状況の把握や分析にとどまらず、必要な支援を適切な時期に行っていくことが重要であると認識しております。本県では、調査や実態把握を通じて課題を整理するとともに、学校や市町村教育委員会において、可能な範囲で日本語指導や学習支援等の取組が行われているところです。</p> <p>一方で、施策の具体化や拡充については、人材確保や学校現場の負担等にも配慮する必要があります。今後は、既存の取組の成果や課題を踏まえつつ、調査と並行して実施可能な支援の在り方について検討を進め、関係機関との連携を図りながら、段階的な取組の充実に努めてまいります。</p>

69	37	<p>取組状況2に記載のある日本語指導が必要な児童生徒の判断は、専門的知識を持つ人材ではなく、主に学校現場の判断に委ねられている状況にあります。日常会話が十分に成立しない児童生徒については支援の必要性が比較的明確ですが、教科学習において言語的な困難を抱えている児童生徒については、専門的知見がなければ把握が難しく、単に「学力が低い」「勉強が苦手」と捉えられてしまうケースが少なくありません。その結果、本来は日本語指導が必要であるにもかかわらず、支援につながりが見過ごされている児童生徒が県内に多く存在していると考えられます。県内の日本語指導が必要な児童生徒数を正確に把握し、適切な支援につなげるためには、日本語教育や第二言語習得に関する専門的知識を持つ人材を判断プロセスに位置づけ、専門的視点に基づく把握体制を構築する必要があります。</p>	<p>ご指摘のとおり、日常会話が成立している場合でも、教科学習において言語的な困難を抱える児童生徒については、専門的知見がなければ把握が難しい場合があると認識しております。現在は、主として学校現場の判断を基に対応している状況ではありますが、その中で支援の必要性が十分に把握されていないケースが生じ得ることについては、課題として受け止めております。</p> <p>今後は、日本語教育や第二言語習得に関する知見を有する人材の活用を含め、より客観的・専門的な視点から実態を把握できる体制の在り方について検討を進めてまいります。市町村教育委員会や関係機関との連携を図りながら、日本語指導が必要な児童生徒を適切に把握し、必要な支援につなげられるよう、取組の充実に努めてまいります。</p>
70	38	<p>現在行っている日本語支援事業は、主に支援員が学校に入り込んで行う個別支援や放課後支援が中心となっていますが、その取り組みが学校全体の教育活動として十分に機能しているとは感じられません。個別的・一時的な支援にとどまることで、継続性や学校としての責任の所在が不明確になり、日本語支援が学校の教育課程の中に位置づいていない状況が見受けられます。高校段階においても、「特別の教育課程」を活用するなど、学校単位で日本語支援を教育課程に組み込む取り組みを教育委員会主体で推進していく必要があります。現状では、委託事業として外部の支援員や企業が学校に入る形が中心であり、学校自体が日本語支援を自らの教育課題として主体的に取り組んでいるようには見えません。教育委員会が主導し、学校が当事者として取り組める体制づくりが求められます。</p>	<p>ご指摘のとおり、現行の日本語支援事業は、個別的・放課後支援を中心に実施されており、学校全体の教育活動としての統合や継続性について課題がある場合もあると認識しております。特に高校段階における「特別の教育課程」等の活用や、学校自らが教育課題として日本語支援を位置づける取組は、今後の重要な視点であると考えております。</p> <p>県教育委員会としては、既存の取組や学校現場の実情を踏まえつつ、市町村教育委員会や関係機関と連携し、学校が主体的に日本語支援に取り組める体制づくりについて検討を進めてまいります。併せて、教育課程の中に支援を組み込み、継続的かつ組織的な支援が可能となる方法についても、課題整理を行い、改善に努めてまいります。</p>
71	37、38	<p>取組内容1「小中学校における外国人の子供の就学状況の把握及び分析」については、「外国ルーツ・外国籍児童生徒」という表現に改めていただきたいです。</p> <p>取組内容2「日本語指導が必要な生徒の進路状況等」については、原級留置や学年を下げて対応しているケースについても、県または市町村教育委員会において統計的に把握・整理すべきではないか。</p> <p>取組内容3「県立学校における日本語指導に係る現状把握」については、県立学校に限らず、県内すべての市町村立小中学校の現状把握にも努めていただきたい。</p> <p>取組内容5「外国人教育運営協議会・連絡協議会」という名称は、硬い印象があり、当事者への配慮という観点からも見直しが必要だと考えます。</p> <p>「多文化共生児童生徒支援連絡協議会」への名称変更を提案します。</p>	<p>本県教育委員会としては、文部科学省が用いる表現をもとにアクションプランの作成を行っているところであります。また、就学・進路状況の把握、学校種別を超えた実態把握につきましても、外国につながる児童生徒の状況を適切に把握し、支援の充実に図る上で重要な視点であると認識しております。本県では、現在文部科学省が実施している調査や情報収集の状況を踏まえつつ、日本語指導が必要な児童生徒の進路状況の把握の在り方や、市町村立小・中学校の実態把握について、今後の取組の参考としてまいります。</p> <p>また、協議会等の名称につきましては、目的や役割を分かりやすく伝える観点から検討の余地があると考えております。ご提案の趣旨も踏まえ、関係者等の意見を聞きながら、今後の在り方について検討してまいります。今後も、学校現場や市町村の負担に配慮しつつ、適切な支援の推進に努めてまいります。</p>
72	37、38	<p>取組内容1「小中学校における外国人の子供の就学状況の把握及び分析」については、「外国ルーツ・外国籍児童生徒」という表現に改めていただきたいです。</p> <p>取組内容2「日本語指導が必要な生徒の進路状況等」については、原級留置や学年を下げて対応しているケースについても、県または市町村教育委員会において統計的に把握・整理すべきではないか。</p> <p>取組内容3「県立学校における日本語指導に係る現状把握」については、県立学校に限らず、県内すべての市町村立小中学校の現状把握にも努めていただきたい。</p> <p>取組内容5「外国人教育運営協議会・連絡協議会」という名称は、硬い印象があり、当事者への配慮という観点からも見直しが必要だと考えます。</p> <p>「多文化共生児童生徒支援連絡協議会」への名称変更を提案します。</p>	<p>本県教育委員会としては、文部科学省が用いる表現をもとにアクションプランの作成を行っているところであります。また、就学・進路状況の把握、学校種別を超えた実態把握につきましても、外国につながる児童生徒の状況を適切に把握し、支援の充実に図る上で重要な視点であると認識しております。本県では、現在文部科学省が実施している調査や情報収集の状況を踏まえつつ、日本語指導が必要な児童生徒の進路状況の把握の在り方や、市町村立小・中学校の実態把握について、今後の取組の参考としてまいります。</p> <p>また、協議会等の名称につきましては、目的や役割を分かりやすく伝える観点から検討の余地があると考えております。ご提案の趣旨も踏まえ、関係者等の意見を聞きながら、今後の在り方について検討してまいります。今後も、学校現場や市町村の負担に配慮しつつ、適切な支援の推進に努めてまいります。</p>

73	39	<p>取組状況3における日本語指導コーディネーター、日本語指導支援員、母語支援員の配置・派遣について、市町村の規模や状況に関わらず、要望があれば柔軟に配置・派遣される体制になっているのでしょうか。</p> <p>現在想定されている人数で実際のニーズを十分に賄えるのかという点も懸念されます。</p> <p>また支援員の賃金が低いとの声も聞いており、処遇改善や地位向上、支援体制強化も必要だと考えます。</p>	<p>日本語指導コーディネーター、日本語指導支援員及び母語支援員の配置・派遣につきましては、学校からの要望を踏まえ、外国につながる児童生徒の在籍状況や地域の実情等を総合的に勘案し、可能な範囲で対応しているところですが、一方で、人材の確保等の制約から、要望に応じて直ちに柔軟な配置・派遣を行うことは難しい状況にあります。</p> <p>また、現在想定している人員配置が実際のニーズを十分に満たしているかについては、既存の取組の成果や課題を踏まえつつ、今後も検証を行ってまいります。支援員の処遇や支援体制の在り方については、学校現場が既に多様な教育課題への対応に取り組んでいる実情にも配慮しながら、現行制度の中で可能な改善を含め、今後の在り方を検討してまいります。</p>
74	39	<p>市町村教育委員会外国人児童生徒等教育担当者等連絡協議会の実施について、ぜひ医療・福祉分野のコーディネーターも招へいし、情報共有を行っていただきたい。子どもたちの日本語教育の観点からはもとより、彼らや、その家族の福祉、医療的ニーズについても、把握し速やかにリファーすることが可能となり、包括的な外国人児童の権利を保護することにつながるため。</p>	<p>市町村教育委員会外国人児童生徒等教育担当者等連絡協議会につきましては、外国人児童生徒への支援を推進する上で必要な場と考えており、現在は教育分野を中心に情報共有や課題整理を行っているところです。ご提案のとおり、医療・福祉分野との連携は、児童生徒本人のみならず、その家庭を含めた包括的な支援につながる重要な視点であると認識しております。</p> <p>一方で、協議会の運営体制や参加者の範囲には一定の制約があることから、直ちに新たな分野の関係を招へいすることは難しい状況にありますが、学校現場においては既に関係機関と連携した取組が進められている事例も見られます。今後は、関係部局とも連携しながら、市町村のニーズや課題、既存の取組を踏まえ、より効果的な情報共有や連携の在り方について検討してまいります。</p>
75	39	<p>外国人に対しての「なんとなく」不安、の「なんとなく」の解像度を高め、不安ではないんだ、必要なんだ、という理論に基づいた教育をより行うべきだと思います。多文化共生を目指すことがいかに重要なのか、人口問題、労働力の関係、食品・衣類の産地など色々な角度から証言・証明できるのではないかと。このような教育を行うため、学校教育に直接影響できるような教育委員会と更に連携し、多文化共生を自分事につなげられる「公民」の授業の充実が必要だと考えます。</p>	<p>外国人住民や多文化共生に対する理解を深めることは、共生社会の実現に向けて重要であり、人口構造の変化や労働力、産業、地域社会の在り方等を多角的に捉える視点は、学校教育においても意義あるものと認識しております。本県では、社会科や公民科をはじめ、総合的な学習の時間等において、国際理解や人権、多文化共生に関する学習が、学習指導要領の趣旨に基づき、各学校の工夫により行われているところです。</p> <p>一方で、県教育委員会としては、市町村教育委員会が設置する小・中学校の教育課程に直接的に関与する立場にはないことから、授業内容や方法について一律に示すことは難しい点がございますが、今後は、学校現場の実情や教員の負担にも配慮しつつ、教育委員会間の連携や情報共有を通じて、多文化共生を自分事として捉える学びの充実について、引き続き検討してまいります。</p>
76	39	<p>④「外国人幼児、児童、生徒」という表現については、「外国ルーツの幼児、児童、生徒」に言い換えることを提案します。</p>	<p>ご意見のとおり表現内容の変更を行いました。</p>
77	40	<p>取組状況6について、県内にはすでに日本語指導教室が設置されているものの、その担当者が継続的に専門性を高めていくための体系的な仕組みが、教育委員会主導で十分に整備されているとは言えません。日本語指導は、単に日常会話を支援するだけでなく、学習言語や教科学習、思考力の育成と深く関わる専門性の高い分野です。しかし現状では、担当者個人の経験や努力に依存する部分が大きく、研修の機会や専門家との継続的な連携の場が限定的です。日本語指導の質を県全体で向上させるためには、担当者向けの体系的な研修の実施、専門家による助言体制、指導内容を共有・検証する仕組みなどを、教育委員会の責任のもとで明確に位置づけることが必要だと考えます。</p>	<p>ご指摘のとおり、日本語指導は日常会話の支援にとどまらず、学習言語や教科学習、思考力の育成と深く関わる専門性の高い分野であり、担当者の力量形成が指導の質に大きく影響すると認識しております。一方で、現状においては、担当者個人の経験や努力に依存する側面が大きく、体系的な研修機会や専門家と継続的に連携する仕組みが十分とは言えない状況もあると受け止めております。</p> <p>今後は、日本語指導を担う教職員等が継続的に専門性を高めていけるよう、研修内容の充実や、専門的知見を有する人材による助言体制、実践事例を共有・検証する仕組みの在り方及び日本語指導の質の向上について検討を進めてまいります。</p>
78	37~40	<p>教育分野での外国人児童生徒への支援について、計画は「実態調査」が中心ですが、課題はすでに深刻で、調査と同時にできる支援を早く始めることが必要だと考えます。支援が必要な子どもが分かっている場合には、日本語のサポート、学習のフォロー、保護者への支援などを、早期に実施できる体制を整えてください。学習の遅れは時間とともに大きくなるため、取りこぼしが出ない仕組みが重要です。</p> <p>また、学校だけでは対応が難しいため、市民団体の力を借りること、外部の専門家やサポーターに協力してもらう仕組み、地域に学習支援や相談の場をつくることなど、学校外の支援体制を広げる取り組みも進めていただきたいです。</p>	<p>外国につながる児童生徒への支援については、実態の把握と併せて、早期からの適切な支援につなげていくことが重要であると認識しております。本県では、学校や市町村教育委員会において、日本語指導や学習支援、保護者への対応等が行われており、可能な範囲で早期支援に取り組んでいるところです。</p> <p>一方で、支援体制の更なる充実には当たっては、学校現場の負担や人材確保等の課題もあります。今後は、既存の取組の成果や課題を踏まえつつ、市町村や関係部局、関係機関と連携しながら、外部人材や地域の力の活用を含め、学校内外における支援体制の在り方について検討してまいります。引き続き、取りこぼしのない支援につながるよう努めてまいります。</p>

79	39、40	<p>取組状況2について、年1回の開催では少ないと感じます。地域においてはより密な連携が必要であることから、年2～3回程度の開催が望ましいと考えます。</p> <p>取組状況3の日本語指導支援員の体制について、文部科学省(2023)「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査結果について」によると、本県において日本語支援が必要な児童生徒は、小学校451人、中学校129人、高校32人、特別支援学校10人の合計622人となっています。その約4割は日本国籍の児童生徒で、恒常的な支援が必要です。</p> <p>現行の県配置11名体制では、明らかに支援が不足していると考えます。また、市町村によるわずかな加配では、専門性・継続性・広域的な調整の点で十分に代替することはできません。日本語指導支援員1人が担当可能な児童生徒数を、巡回指導、教員支援、教材調整、保護者対応等を含めて20人程度とした場合、県全体で少なくとも32～33名の日本語指導支援員が必要となります。</p> <p>したがって、33名を最低ラインとして配置できるように、体制整備を検討していただきたい。</p> <p>取組状況5についてオンライン開催だけでなく、対面での実施も検討していただきたいです。画面越しより、リアルでの交流の機会があれば、子どもたちの仲も深まりやすいと考えます。</p> <p>取組状況6について、すでに取り組みされている施策については、単なる継続にとどまらず、内容のバージョンアップを図り、そこで明らかになった課題を今後の政策改善に活かしていただきたいです。</p>	<p>取組状況2の協議・連携の機会につきましては、地域における関係機関の連携を深める上で重要であると認識しております。一方で、開催頻度については、参加者の確保や運営体制等も踏まえ、実効性のある実施方法を検討してまいります。</p> <p>また、日本語指導支援員の体制につきましては、外国につながる児童生徒数の動向や支援の内容が多様化している現状を踏まえ、重要な課題であると認識しております。現行体制の中での支援の状況を把握しつつ、人材確保等の制約も考慮しながら、今後の在り方について検討してまいります。</p> <p>取組状況5の実施方法や、取組状況6の既存施策の充実につきましては、ご意見の趣旨を踏まえ、これまでの成果や課題を整理し、今後の取組の改善につなげてまいります。</p>
80	41	<p>母語、学習言語、国籍、年齢を問わず、県民が多言語に挑戦できる機会を制度的に整備することが重要だと考える。具体的には、多言語弁論大会、沖縄に関する多言語翻訳・通訳コンクール、探究学習発表会、児童向けの国旗・文化理解イベント、語学資格試験等の実施・支援を通じ、学習意欲や成果を社会的に評価する仕組みが求められる。</p> <p>例えば、県や市町村が地域の外国語人材と連携し、年1～2回程度の多言語関連イベントを開催することで、児童・生徒から社会人まで幅広い層の参加を促進することが可能である。参加者には、言語別の準備支援(スピーチ原稿のモデル提供、当該言語話者による助言等)を行うことが考えられる。</p> <p>また、日本手話、ドイツ語、韓国語、中国語等の多様な言語および文化に関する資格試験や、海外留学(返済不要の奨学金を含む)・研修に関する情報提供および支援を併せて実施することが望まれる。さらに、県が駐日各国大使館や関係団体と連携し、県内において各国の言語や文化を体験できる機会を創出することも、有効な施策の一つであると考えられる。</p>	<p>P41の取組を通して、幼少期からの異文化理解の促進に努めてまいります。また、その他のご意見についても本県の多文化共生に関する取組推進につながるものであるため、実現可能性について関係機関と調整してまいります。</p>
81	41	<p>JICA沖縄との協働は素晴らしいと考える一方で、多文化共生に関しては様々なNGOも活動を行っており、ぜひ他のリソースも活用して幼少期から様々な文化を持つ人々との関わりを持つ機会を提供して欲しい。</p>	<p>ご意見をいただいたとおり、JICA沖縄以外にも様々な団体等と協働して活動していきたいと考えています。</p>
82	18、41	<p>多文化共生を一過性の啓発に終わらせないため、学校教育や生涯学習の中に体系的に位置づけることも重要であるため、小中高校における学習や、公民館・図書館等の講座を通じて、多様な文化や価値観に触れる機会を継続的に提供することが求められるのではないかと。</p>	<p>P18取組状況1、2において県民向けに多文化共生の意義等について広報・周知を行うほか、小中高校における学習機会の創出については、教育庁と連携して検討してまいります。また、P41の取組に基づいて図書館や保育園・幼稚園等において多様な文化や価値観に触れる機会を創出してまいります。</p>
83	44	<p>電話通訳の導入に関して、行政だけでなく、各相談窓口(社協含む)へも導入を合わせて進めて頂きたい。</p>	<p>電話通訳については、現状国の支援メニューを活用しており、対象は行政機関窓口のみとなっているため、財源面等も含めて県による支援が可能であるか検討を進めてまいります。</p>
84	45	<p>外国人患者を受け入れる医療機関が利用できる医療通訳体制のさらなる充実を期待します。医療通訳には、診療場面や緊急性に応じて、電話通訳や機械翻訳などそれぞれに利点があり、複数の手段を併用できる環境が望ましいと考えます。</p> <p>一方で、インターネット環境によっては音声の途切れや翻訳速度の低下といった問題が生じることがあるため、Wi-Fiのみに依存せず、電話回線を用いた電話通訳や、SIMカード付きタブレットの貸与など、安定した通信環境を確保できる仕組みが必要です。</p>	<p>医療政策課では、令和7年度から外国語対応に係る医療機関の負担軽減や、在留外国人が安心・安全に生活できる環境の整備等を目的に下記の事業を実施しているところです。</p> <p>医療機関におきましては通話環境等を確保いただき、当該事業をご活用いただきたいと考えます。</p> <p>【在留外国人患者医療通訳サポート事業】 在留外国人患者を対象とした医療機関向けの多言語、365日24時間対応のコールセンターを設置し、電話医療通訳、簡易翻訳サービスを実施。</p>

85	56	<p>多文化共生に関わる関係部署を対象に進捗確認や取組内容の見直しを行う会議を実施するとされていますが、全体を統括する「多文化共生推進本部」を設置し、県内の多文化共生に関する情報・課題・取組を一元的に把握・管理する体制を構築すべきです。</p> <p>また、多文化アクションプランの初年度において、年1回の会議では進捗管理として不十分であり、最低でも年3回は開催する必要があります。さらに、透明性と県民参加を確保するため、会議の議事録は公開すべきです。このような体制整備によって、取組の遅れや課題が早期に把握され、迅速な改善につながります。</p>	ご意見を参考に検討してまいります。
86	57	<p>制度を運用する側が、日本的な常識を無意識に前提としていないかを振り返り、文化や生活習慣の違いを前提とした対応を共有していくため、行政職員や教育・医療・福祉などの関係機関を対象とした多文化理解研修の充実も不可欠ではないか。</p>	P57取組状況3に市町村職員向けの多文化共生に関する研修の開催を追記しました。
87	57	<p>移住してきた人に対して税や保険、教育制度とその手続きなどについて説明する米国で「コミュニティスクール」のような社会的機能の整備について留意すべきではないか。</p>	P57取組状況1において国・県・市町村の会議体を活用した相互連携体制を構築し、出入国在留管理庁が作成している生活オリエンテーション動画など、相互に有効な仕組みを活用し、外国人の安心安全な生活環境の整備に努めてまいります。
88	57	<p>本アクションプランを参考に市町村の総合計画や地域福祉計画などへも盛り込むことを提案することで、より実行力の高まるプランになるのではと考えます。</p>	いただいたご意見については、P57の取組状況1による県内市町村との会議において共有させていただきます。
89	57	<p>初年度に年1回の開催では、課題把握も改善も進まず、実効性が確保できません。そのため、初年度は最低でも年3回の開催とし、進捗確認・課題整理・改善策の実装を迅速に進めるべきです。</p> <p>さらに、会議体だけでは課題解決が現場まで届かないため、「市町村多文化共生サポートチーム」(県・民間・専門アドバイザーで構成)を設置し、具体的な解決手段を提示・伴走支援できる体制を整える必要があります。このような仕組みによって、単なる情報共有にとどまらず、実際に課題を解決するための実働体制が構築され、多文化共生施策の質とスピードが大きく向上するのではないのでしょうか。</p>	ご意見を参考に検討してまいります。
90	56, 57	<p>特に役所、銀行などの手続きは複雑なため、CIRの活躍が望まれる。外国人住民は、名前も日本人の名前より長いことがあるので、できればアルファベットでかけるような様式にしてほしい。</p> <p>印鑑押印の習慣は、減っているが、サインで手続きができるようにしてほしい。</p>	ご意見については、P56の取組状況1やP57の取組状況1に関連する行政機関との連携会議において共有いたします。
91	58	<p>取組状況1における関係団体等との連携及び情報共有について、どのような団体をいくつ想定しているのか不明確です。外国人団体、教育、企業、医療等多様な分野が挙げられていますが、具体像が示されていないため、実効性や広がりが見えにくいと感じます。</p> <p>また、こうした協議の場は、関係者のみの閉じた会議にとどまらず、県民にもオープンな形で参加・傍聴できるように求めます。</p> <p>多文化共生は一部の関係者だけで進めるものではなく、県民全体の理解と関与が不可欠です。県民が取組の現状や課題を知り、意見を共有できる仕組みを設けることで、より実効性のある連携強化につながると考えます。</p>	いただいたご意見のほか、現場で活動されている様々な関係者の方々からの意見をもとにどのような形で協議の場を設けていくべきか検討を進めてまいります。
92	58	<p>「関係団体」として、在留資格および労働・社会保険の専門家団体である行政書士会および社会保険労務士会を明確に位置付け、定例的な協議の場を設けることを提案します。国家資格者が持つ現場の「生データ」と「法的知見」を県の施策に直接反映させるサイクルを構築することで、多文化共生施策の「実効性の向上」と「危機管理体制の強化」が実現します。</p>	関係団体が多数に及ぶため、明文化して関係団体として位置づけることは困難と考えますが、協議の場においては行政書士会及び社会保険労務士会も関係者として参画いただく形で検討してまいります。
93	58	<p>技能実習生や特定技能外国人への支援をより確実なものとするためには、雇用主や監理団体との連携を一層強化する必要があります。関係機関が連携し、情報共有や支援体制を整備することで、より適切な支援が実現できると考えます。</p>	ご意見をいただいたとおり、雇用主や管理団体等の外国人労働者に関連する事業者との連携についても強化してまいります。

94	58	<p>県が各分野の関係団体と連携し、情報共有や課題把握、解決策の議論を行う場を設けるとされていますが、初年度に年1回の開催では不十分です。多文化共生の課題は変化が早く、現場の状況も刻々と変わるため、最低でも年3回は開催し、継続的に進捗確認と改善を行う体制が必要です。</p> <p>沖縄県とJICA沖縄との連携強化のため、毎年2回の「沖縄県-JICA沖縄連絡協議会」を開催するとされていますが、なぜJICAだけを対象に年2回の会議を行うのか、その理由が明確ではありません。多文化共生の課題は、JICAだけでなく、民間団体、国際交流団体、教育機関、企業など、多様な主体が関わっており、JICAのみを特別扱いするように見える形では十分な議論や連携が生まれにくくなります。JICAとの協議会を単独で設けるのではなく、他の民間団体や関係機関も含めた包括的な会議体を設置し、横断的な情報共有と課題解決を図ってください。多文化共生の推進には幅広い主体を巻き込む仕組みが不可欠です。</p>	<p>ご意見を参考に検討を進めてまいります。また、JICAとの連絡協議会については、既存の仕組みを活用するものであり、特定の団体を特別に扱う意図で組み入れた取組ではありません。</p>
95	58	<p>とても重要な取り組みだと考えます。アクションプランの進捗確認、PDCA等も合わせて行うことで、行政施策のもと、地域全体での取り組みにつながっていくといいと思います。回数は年1回ではなく、複数回が効果的ではないでしょうか。そこでの「連携」構築は、沖縄県の多文化共生の社会づくりに大きくつながると思います。</p>	<p>関係機関の選定等未確定な部分が多く、目標年度を年1回と設定しております。そのうえで、実際に協議の場を構築し、関係者の意見を聞いたうえで適切な回数設定としてまいります。</p>
96	15、22、57～58	<p>財団のみを中心とした相談体制では、県全域を十分にカバーできず、体制を強化したとしてもアクセスできない外国人が生じる可能性があります。したがって、財団に依存するのではなく、沖縄全域で外国人が利用しやすい相談窓口を複数確保し、地域ごとのアクセス格差を解消する体制づくりが不可欠です。そのためには、既存の市町村・民間団体・国際交流協会等の相談窓口の強化、または新設を進め、これらを連携させた広域的な相談ネットワークの構築を強く求めます。また、相談体制の質を担保するため、財団だけでなく、各相談窓口のスタッフに対する相談員研修や標準カリキュラムを県が整備し、全体で共有することが必要です。さらに、相談窓口につなぐ役割を担う市役所などの各種窓口職員に対する研修も実施し、外国人住民が適切な支援につながる仕組みを整えるべきです。</p>	<p>喫緊の課題として初めに財団の相談窓口強化に取り組むと考えております。そのうえで、既存の各地域の国際交流協会等の相談窓口の強化・新設について、P57及びP58の取組を通して市町村や関係団体等と連携して検討してまいります。</p> <p>また、P22の取組における研修等を通して市町村職員等への研修を実施してまいります。</p>
97	44、58	<p>取組状況に保健所や福祉事務所との意見交換の場とあるが、市町村社会福祉協議会なども一緒に課題把握・解決の議論の場に参入することで、より効果が上がるように感じた。</p> <p>また、意見交換の場だけではなく、アンケートなどで、P7、8、9のような内容の調査を同時に行うことで、県全域での相談内容の把握に繋がるように感じます。</p>	<p>P58の取組状況1における関係機関等との連携体制構築において、社会福祉協議会等も関係機関として加え、現場の課題把握等に努めてまいります。</p> <p>また、情報共有の場においては、アンケート等を活用して課題の分析を図ってまいります。</p>
98	59	<p>多文化共生に係る業務範囲は広く深く、手探りでやっていくことも多いと思います。そこで事業担当の方のチカラが発揮されるよう、業務遂行に集中できる環境や体制づくりが一番大切だと思います。業務過多になってしまわないよう、職員を大切に、県庁内での人員体制の整備、調整配置の検討を十分に行っていただきたいです。</p>	<p>人員配置に関する目標年度を見直しました。</p>
99	59	<p>目標年度を前倒しにして職員を増員し、さらに「多文化共生課(独立課)」を設置して、県全体の多文化共生施策を統括できる組織体制を整えるべきです。</p>	<p>職員増員に関する目標年度を修正しました。また、課の設置については段階的に検討する必要があることから、班の設置を指標に設定しております。</p>
100	59	<p>目標年度を前倒しにして職員を増員し、さらに「多文化共生課(独立課)」を設置して、県全体の多文化共生施策を統括できる組織体制を整えるべきです。</p>	<p>職員増員に関する目標年度を修正しました。また、課の設置については段階的に検討する必要があることから、班の設置を指標に設定しております。</p>
101	-	<p>合理的配慮、または特別な支援を要する外国につながる子どもたちは、日本語という壁に阻まれ、情報自体を受け取ることができない、または日本語能力が起因しているのか、または特性が起因しているのか判別が難しいため、サービスへのアクセスへ届くことがなく、取り残されてしまう可能性がある。一方で、通常学級でも問題ない外国につながる子どもたちが、日本語能力が原因で支援級や、支援学校へ配属されるケースも見聞きする。このような適切な教育環境のミスマッチを防ぐため、教員及び日本語指導支援員等向け研修の際は、このような複雑なケースのリファラーのしかたや、アセスメント時に注意する点なども含め、行っていただきたい。また、特別支援学校の教諭や、学校サポート支援員なども含め、包括的に教育に関わる人材への研修を求めることで、理解が進むと考える。</p>	<p>外国につながる児童生徒の中には、日本語能力や発達上の特性等が複合的に関係し、教育的ニーズの把握や適切な支援の在り方について、丁寧な検討が求められるケースがあることについては、重要な課題であると認識しております。本県では、教員や日本語指導支援員等を対象とした連絡協議会において、多様な背景を有する児童生徒への理解や支援に関する内容を取り上げているところです。</p> <p>一方で、連絡協議会の内容のさらなる充実や対象者の拡大については、学校現場が既に多岐にわたる教育課題に対応している実情にも配慮する必要がありますので、今後は、これまでの連絡協議会の成果や学校現場の状況を踏まえて、関係部局とも連携し、特別支援教育の観点を含めながら、既存の研修内容の工夫や充実の在り方を検討してまいります。</p>

102	-	アクションの目標達成までの遅さと、多岐に渡るアクションのために個々の内容の薄さが目立ちました。どれも必要なのですが、このアクションプランのままでは、数年後に再度同じ内容のアクションプランが掲げられるのではないかと、危機感を覚える。	目標年度の設定については、様々なご意見をいただいております。年度の再設定を行いました。また、プランの内容について3年に1度見直しを行う予定としておりますので、個々の内容について具体的に見直しを進めてまいります。
103	-	計画そのものが当事者に読まれ、理解されることが重要であるため、外国の方にも内容が伝わりやすくなるよう、「おきなわ多文化共生アクションプラン」について、やさしい日本語版を作成していただきたい。	ご意見のとおり、本計画は当事者が読みやすいものである必要があると考えておりますので、やさしい日本語で作成したプランの公表も検討してまいります。
104	-	現状の仕組みでは、通級指導教室は主として不登校児童を受け入れ対象としているが、実際には、日本語支援を必要とする児童生徒の中には、通常学級に在籍しながら支援を必要としているケースも多く見られる。 そのため、日本語支援を必要とする児童生徒が通常学級と通級指導教室の双方に、児童生徒自身の必要に応じて柔軟に通える制度とする必要があると考える。	通級指導教室については、不登校児童への対応を主とするものをご認識されていると思われませんが、文部科学省においては、通常の学級に在籍する児童生徒のうち、障害による学習上又は生活上の困難に加え、日本語指導が必要な児童生徒についても、通級による指導の対象となり得ることが示されております。 本県においても、こうした国の考え方を踏まえ、通常学級に在籍し日本語指導が必要な児童生徒に対しては、特別の教育課程を編成した上で、通級による指導を活用する取組を、市町村教育委員会と連携しながら進めてまいります。児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた指導・支援が行われるよう、引き続き、制度の適切な運用と学校現場への支援に努めてまいります。
105	-	日本語支援が必要な児童生徒は、現行制度において、特別支援教育とは異なる枠組みで支援を受けている。しかしながら、これらの児童生徒に対しては、アイデンティティ形成への配慮、保護者の通訳を担わざるを得ない「ヤングケアラー」としての負担など従来の特別支援教育とは性質の異なる支援が求められている。 そのため、現在、複数の部署や現場に分散している取組や知見を整理・共有し、横断的に支援を進める中核として、「多文化共生教育推進課(仮称)」のような新たな枠組みを検討することが有効ではないか。	日本語支援を必要とする児童生徒に対しては、言語面の支援にとどまらず、アイデンティティ形成への配慮や家庭との関係性、生活背景等を含めた多面的な視点からの支援が求められていることについて、重要な課題であると認識しております。 一方で、ご提案のような新たな組織の設置については、既存の組織体制や役割分担との整理、人材や財源の確保等を含め、慎重な検討が必要となります。県教育委員会としては、直ちに新たな枠組みを設けることは難しいものの、現在行われている取組や現場の知見を整理・共有し、関係部局とも連携しながら、より効果的かつ横断的な支援の在り方について検討してまいります。
106	-	言語・文化の違い、医療制度に対する理解不足、医療費未収リスクなど、外国人患者の受入れに伴う課題について、全ての医療機関が個別に対応することには限界があると考えます。 県内には外国人患者の受入れが可能な医療機関が存在するものの、多文化共生の推進が重要である一方で、限られた医療機関に過度な負担が集中することは、医療現場にとって大きな負担となりかねません。受入れ体制の整備には、人材確保やシステム導入など相応の費用が発生するため、財政的支援の一層の充実が不可欠です。	医療政策課では、県内の外国人患者を受け入れる医療機関の情報を取りまとめたHPで公表しているほか、医療機関が利用できる多言語資料、マニュアル、相談窓口、好取組事例などの情報発信を行っています。 また、令和7年度からは在留外国人患者医療通訳サポート事業を実施しているところです。 引き続き既存の補助事業の活用を検討する等、医療機関の負担軽減に取り組んでいきたいと考えます。
107	-	本アクションプランにおける教育庁の今後の取り組みは、「実態把握」「調査」「現状の整理」といった内容が中心となっており、支援の充実や改善に直結する具体的な施策が十分に示されていないと感じます。現状把握は重要な取り組みではありますが、それ自体が目的化してしまうと、課題の多い現状をどのように改善していくのかという展望が見えません。このままでは、現状維持を前提とした計画にとどまり、教育現場で日々困難を抱えている児童生徒や教職員の状況が改善されるとは考えにくいです。課題の整理にとどまらず、支援体制の構築、人材育成、制度設計にまで踏み込んだ具体的な行動計画を示すことが、アクションプランとして求められていると考えます。	ご指摘のとおり、現状把握や調査、整理を中心とした取組では、課題の多い現状に対してどのように改善していくかが十分に見えにくい場合があることは認識しております。県教育委員会としては、調査や実態把握を基盤としつつ、学校現場や市町村教育委員会の取組状況を踏まえ、支援体制の充実や人材育成、制度的な整備などに結びつけていくことが重要であると考えております。 今後は、既存の調査や整理の成果を活用し、現場や関係機関の声も反映しながら、具体的な支援の在り方や人材育成の方策、制度設計の方向性について検討を進め、アクションプランの実効性を高める取組につなげてまいります。
108	-	沖縄県宅地建物取引業協会や全日本不動産協会 沖縄県本部、日本賃貸住宅管理協会など、沖縄県内の不動産会社や物件オーナーとの強いコネクションを持つ業界組織と連携し、外国人の在留資格に関する基礎知識、外国人居住者管理に関するセミナー等の開催を行う。その他、在留資格別に紐づく関係者や支援団体との連携により、スムーズなトラブル対応やトラブルを未然に防ぐ取り組みとして、業種の垣根を超えたステークホルダーによる情報交換および事例共有の場を設け、外国人に対する漠然とした不安の解消に努めていく必要があるのではないかと。 また、一般居住者との差別化を図り、住宅確保要配慮者への賃貸が貸し手にとつてのメリットにつながるような行政ならではの取り組みを行う必要があるのではないかと。	県では、外国人を含む住宅確保要配慮者の入居支援として、不動産関係団体等が参画する沖縄県居住支援協議会を組織し、これら要配慮者に対する支援について協議しているところです。 今回いただいた意見について、同協議会と共有するとともに、どのような対応が図れるか検討してまいります。 また、住宅確保要配慮者への賃貸が貸し手にとってのメリットにつながる取組については、現在、民間賃貸住宅を対象にした家賃低廉化事業を実施しており、当該事業の更なる周知と併せ、実施する市町村の拡大に努めてまいります。

109	-	<p>住居相談においては、相談者に日本の複雑な賃貸契約の仕組みを理解してもらうことに加え、物件情報サイトの使い方と賃貸に関する専門用語の理解、さらには保証人探しから賃貸契約に至るまで、相談員は日本の賃貸事情への理解や知見を備えた上で、根気強く時間をかけて相談者と向き合う必要がある。また、住居相談を深掘りしていくと、病気やケガによる福祉的な支援が必要なケースや、子どもの養育に関して行政サービスにつながっていない相談者、在留資格の期限が迫っているのに必要な手続きに着手していない相談者も少なくない。</p> <p>これらのことから、沖縄県の取り組みにおいても外国人相談窓口の相談員や社会福祉士、沖縄県行政書士会との連携体制を整え、住居に特化した相談窓口を設置する必要があると考える。</p>	<p>県では、住まいに関するさまざまな相談等に対応するため、「住まいの総合相談窓口」を設けております。同窓口では、相談者が定期的に弁護士やマンション管理士等の専門家に相談できる機会を設けております。</p> <p>また、沖縄県居住支援協議会においても、住宅確保要配慮者向けの住宅探しの相談窓口を設け、住居確保の支援を行っております。</p> <p>今回いただいた意見を踏まえ、他の専門家との連携や相談等が可能か、これら既存の相談窓口と検討してまいります。</p>
110	-	<p>短期間の賃貸や、少し手入れをしたらまだまだ人が住める状態であるが、駐車場がなく築古であるなど、日本人があまり好まない条件である空き家を利活用し、単身の外国人を対象とした外国人シェアハウスの運用を行っている。現在は計3棟のシェアハウスを運営しているが、いずれのシェアハウスも入居者にとっては1人あたりの賃料が抑えられ、物件オーナーにとっては収益化につながるなど、どちらにとってもwin-winな事例につながっている。また、これらの事例を参考に、那覇市内に物件を持つ不動産オーナーが1棟の外国人シェアハウスの運営を始めたほか、那覇市内の不動産会社が古民家を活用した外国人シェアハウスの運用を見据えた改修に着手している。</p> <p>これらのことから、本県においては居住支援協議会等の居住に向けた支援に加えて、空き家や空室の利活用を積極的に進めながら、物件の母数を増やす取り組みにも着手することが重要であると考え。そのためにも、空き家・空室の積極的な調査に加え、外国人が好む間取りや居住者管理に特化した空き家・空室のコンサルタント派遣が必要であると考え。</p>	<p>空き家・空室の利活用及び実態把握については、空家等対策の推進に関する特別措置法において、主に市町村が実施主体となり取り組むものとされております。</p> <p>このことを踏まえ、県としては、今回いただいた意見を市町村に共有し、対応について検討を促してまいります。</p>
111	-	<p>日本語教室の「新設」だけでなく「継続」を支える視点、教室運営を担う人材の育成・研修の位置づけ、実践者同士が情報共有・連携できるネットワーク形成を補足することはできないか。</p>	<p>日本語教室運営にあたってどのような制度設計が効果的であるのか、先進地事例や県内の関係者の意見を幅広く参考にしたうえで、効果的な仕組み作りを行ってまいります。</p>
112	-	<p>乳幼児期・子育て期に特化した日本語・情報支援の整理、保育・教育現場と地域日本語教室との連携の視点を補足することはできないか。</p>	<p>ご意見の視点については、重要なものであると考えるため、このような視点が漏れないよう、関係者のご意見を募ったうえで制度設計に努めてまいります。</p>
113	-	<p>事業主(雇用側)の「日本語教育」についての理解と学ぶ機会の保証が必要だと思えます。地域日本語教育とも関連し、地域で学べる場づくりも急務だと考えます。</p> <p>他府県自治体では、補助金の活用枠をつくり、事業主が日本語教育の実施検討しやすい状況もあります。いろいろな事例は、手立ての参考になると思えます。</p>	<p>外国人材が地域社会の一員として安定的に定着するためには、事業主の日本語教育に対する理解促進と、職場・地域双方が連携した学習機会の確保が不可欠であると認識しております。日本語学習機会の提供については、一義的には事業主の責務ではありますが、県としましては、事業主が日本語教育の重要性を再認識し、学習時間を確保できるような環境づくりを支援していくことが重要と考えております。ご提案のありました他府県の補助金活用事例なども参考にしつつ、小規模事業者でも取り組みやすい支援策の検討を進めるとともに、地域日本語教育との連携についても視野に入れ、職場内研修と地域での学習が補完し合えるような体制構築に向け、どのような手立てが可能か検討してまいります。</p>

114	-	<p>P35～37の計画は「実態調査」が中心ですが、課題はすでに深刻で、調査と同時にできる支援を早く始めることが必要だと考えます。支援が必要な子どもが分かっている場合には、日本語のサポート、学習のフォロー、保護者支援などを、早期に実施できる体制づくりは急務だと考えます。学校現場、教育行政だけでは課題山積、業務的に難しいと推測するため、コミュニティのチカラを活用することも検討が必要ではないでしょうか。(文科省が掲げるコミュニティスクール・地域学校協働活動の一環に位置づけ等)</p> <p>具体的には、児童生徒が転入してきた際に、学校文化について保護者を交えてのオリエンテーションの実施、初期段階の学習サポート計画とサポーター派遣、必要であれば母語通訳を入れることを提案します。学校(教員)、児童生徒、保護者のコミュニケーションをサポートし、言語の壁があったとしても「受け入れられている」という安心感から心理的安定を育み、児童生徒同士の関わりによって、適応につなげることが大切だと考えます。</p> <p>実際にミスコミュニケーションによる心理的不安定な状況は、問題行動につながり、児童生徒や学校(教員)のストレスとなり得ることも否めません。少しの配慮、小さな対応でお互いにとって、良い関係性と相互理解が生まれ、安定的な学校生活が送れると考えます。</p>	<p>ご指摘のとおり、実態把握や調査に加え、支援が必要な児童生徒が確認された段階での適切な支援は重要であると認識しております。現状では、学校や市町村教育委員会において、日本語指導や学習支援、保護者への情報提供等の取組が行われておりますが、学校現場や教育行政のみでは対応が難しい場合もあることから、コミュニティスクールや地域学校協働活動における地域や外部人材の活用など、より効果的な支援体制の在り方について、検討を進めてまいります。</p> <p>こうした取組を通じ、児童生徒が安心して学校生活に適應できる環境の整備や、学校・家庭・地域の連携による支援の充実につなげられるよう、段階的な取組を進めてまいります。</p>
115	-	<p>母語支援については、民間への依頼がベースになっていると認識しております。英語以外の言語だと支援者が少なく遠方から支援員を派遣する場合がありますが、その際の交通費や移動時間を考慮した諸経費を補助する体制づくりをお願いします。</p>	<p>ご指摘のとおり、母語支援は現状、主に民間の支援者等に依頼して実施している状況であり、英語以外の言語の場合には支援者が限られ、遠方から派遣されることもあると認識しております。その際の交通費や移動時間等の諸経費については、支援を実施する上で重要な要素であり、適切に対応する必要があると考えております。</p> <p>県教育委員会としては、既存の予算や制度の範囲内での対応に加え、必要に応じて関係機関と連携し、効率的かつ安定的に母語支援を実施できる体制の在り方について検討を進めてまいります。引き続き、児童生徒が安心して学べる環境の整備に努めてまいります。</p>
116	-	<p>海外渡航者の受け入れについては、外国の人に日本語をおしえるのではなく、沖縄県民が最低限「日常英語」をマスターする必要があるのではないかと。 特に観光業界の関係者は、「英会話」は必須とすべきではないかと。</p>	<p>ご意見については本県の多文化共生に関する取組推進につながるものであるため、関係機関と調整してまいります。</p>
117	-	<p>日本語教育は、外国人が日本語を学ぶ場であると同時に、日本人住民が多文化共生に関心を持ち、交流を深める機会にもなります。こうした場を増やすことは、多文化共生を担う地域人材の育成にもつながり、外国人にとっても日本語学習の選択肢を広げることになると考えます。そのため、p.16以降の「くらし」に関する施策の中に、地域日本語教室(サークル)の設置および継続的な支援を位置づけることが必要であると考えます。</p> <p>また、沖縄県では、地域日本語教室が非常に少なく、必要とする方々に十分な支援が行き届いていない状況にあります。そのため、市町村や民間団体との連携を図りながら、地域日本語教室(サークル・オンライン・e-ラーニング学習など)の設置、補助・助成を早期に進めていただきたいです。</p>	<p>ご意見をいただいたとおり、地域日本語教室は多文化共生拠点としての意義があるものと考えます。一方で、県としては日本語教室を基礎的な日本語能力の向上に取り組む教育の場として活用することを想定して教育分野に組み込んでおります。</p> <p>今後の経験もふまえ、3年に1度の計画見直しに際して、設定分野の見直しについても検討してまいります。また、P34の取組状況2の取組において、日本語教室の設置を促進するとともに、設置した教室の継続的な支援も検討してまいります。</p>
118	-	<p>海外渡航者の受け入れについては、外国の人に日本語をおしえるのではなく、沖縄県民が最低限「日常英語」をマスターする必要があるのではないかと。 特に観光業界の関係者は、「英会話」は必須とすべきではないかと。</p>	<p>ご意見については本県の多文化共生に関する取組推進につながるものであるため、関係機関と調整してまいります。</p>

119	-	<p>日本語教育は、外国人が日本語を学ぶ場であると同時に、日本人住民が多文化共生に関心を持ち、交流を深める機会にもなります。こうした場を増やすことは、多文化共生を担う地域人材の育成にもつながり、外国人にとっても日本語学習の選択肢を広げることになると考えます。そのため、p.16以降の「くらし」に関する施策の中に、地域日本語教室(サークル)の設置および継続的な支援を位置づけることが必要であると考えます。</p> <p>また、沖縄県では、地域日本語教室が非常に少なく、必要とする方々に十分な支援が行き届いていない状況にあります。そのため、市町村や民間団体との連携を図りながら、地域日本語教室(サークル・オンライン・e-ラーニング学習など)の設置、補助・助成を早期に進めていただきたいです。</p>	<p>ご意見をいただいたとおり、地域日本語教室は多文化共生拠点としての意義があるものと考えます。一方で、県としては日本語教室を基礎的な日本語能力の向上に取り組む教育の場として活用することを想定して教育分野に組み込んでおります。</p> <p>今後の経験もふまえ、3年に1度の計画見直しに際して、設定分野の見直しについても検討してまいります。また、P34の取組状況2の取組において、日本語教室の設置を促進するとともに、設置した教室の継続的な支援も検討してまいります。</p>
120	-	<p>県内の学校で500名以上の児童に対して出前授業を実施し、アンケート調査の結果からは、多くの児童が日本語や英語以外の言語(特に韓国語と中国語)に対して高い関心や学習意欲を有していることが分かった。</p> <p>しかしながら、現行の学校教育においては、児童のこうした関心を継続的な学びへとつなげる機会が十分に確保されているとは言えず、複数言語の学習が一般的に制度化されている欧州諸国と比較しても、大きな課題であると考えられる。</p> <p>文部科学省が平成29年7月に告示した学習指導要領(外国語活動・外国語編)においても、英語以外の外国語に触れることや、多言語への理解の重要性が示されている(例:pp.54、137)。これらの趣旨を踏まえ、外国語の授業に限らず、社会科や総合的な学習の時間等を活用し、教員および外部人材の協力のもとで、多言語に触れる学習機会を体系的に導入することが望まれる。</p> <p>本提案は、日本語母語話者の児童に対する多言語理解の促進に資するのみならず、外国につながる児童にとっても、自身の言語や文化(ネパール語、ベトナム語、中国語等)を学校教育の中で紹介・体験する機会となり、包摂的な学習環境の形成に寄与するものと考えられる(詳細はShimojo, Closら(2025)参照)。</p>	<p>本県では、学習指導要領の趣旨を踏まえ、外国語活動や外国語科に加え、社会科、総合的な学習の時間等を通して、国際理解教育や人権教育、多文化共生の視点を取り入れた教育活動を推進しております。これらの取組の中で、多様な言語や文化に触れ、相互の違いを尊重する態度を育成する学習が、各学校の実情や地域の特色に応じて行われているところです。</p> <p>また、外国につながる児童生徒が在籍する学校においては、日常の教育活動や交流的な学びを通じて、包摂的な学習環境の形成に向けた取組が進められています。</p> <p>このように、学校現場においては、国際理解教育や人権教育等と関連付けた教科等横断的な取組が既に行われていることから、県として新たに多言語学習の機会を体系的に導入する予定はありません。今後も、各学校が学習指導要領の趣旨を踏まえ、創意工夫を生かした教育活動を推進できるよう、必要な支援に努めてまいります。</p>
121	-	<p>プランの中身を日本人が多文化を受け入れるのではなく、郷に入れば郷に従えて、日本への理解を促進する、日本語の習得をさせる、日本の習慣を守らせる、に特化すべきではないか。</p>	<p>国籍に関係なく県民が相互に理解し、協力し合う社会を構築するためには、異文化について相互が理解する必要があると考えております。</p>
122	-	<p>各市町村の協力ののもと、外国人住民の声を吸い上げる全県的大規模なアンケート調査やヒアリング調査実施を提案したい。</p> <p>今、沖縄に在住する人たちの声やニーズを丁寧に聴くことで、実像を把握することがより明確な目標の設定とあらゆる取組を推進するための基礎情報となるはずだ。県内は他府県と比べると、気軽に足を運べる社会に拓かれた国際交流・多文化共生の拠点が少ないと感じている。そのため、外国人住民とのつながり、外国人住民と日本人住民の接点づくりの機会も乏しく、外国人住民は声をあげにくい、あげても届かない、届ける相手がいないのが現状ではないだろうか。そのような実態を把握するためにもアンケート調査などは有効ではないか。</p>	<p>沖縄県は令和5年以前まで調査事業を実施するなどして県内の実態把握に努めてきたところですが、一方で調査結果の活用が進んでいないことが令和6年度に開催した万国津梁会議において議論されたところですが。このような背景から、新たな取組の推進と併せてアンケート調査の実施についても、予算の状況をふまえて検討してまいります。</p>

123	-	<p>外国籍の住人と県民とのトラブルや対立を未然に防止して、県民を保護する観点に立ったアクションプランの作成を要望する。以下、意見を記述する。</p> <p>(1)たとえば、隣に居住した外国人による騒音などの被害にあった県民の通報・苦情に対応し解決する機関の設置・周知および県民への相談窓口の設置をプラン(案)に盛り込む。</p> <p>(2)急激な生活環境(周りに外国人が増えた環境)の変化にとても不安を感じることから、県が外国人材の受け入れを支援して、外国人を積極的に受け入れる姿勢・施策はやめてほしい。</p> <p>(3)県民が外国人の犯罪に巻き込まれ、経済的被害を受けた場合の経済的支援を盛り込んでほしい。</p> <p>(4)公的サービスを受ける義務としての納税(相続税)や社会保険料の納付を滞納した外国人について、国と連携して国外退去を積極的に取り組む内容を盛り込んでほしい。</p> <p>(5)法を犯した外国人について、国と連携して国外退去を積極的に取り組む内容を盛り込んでほしい。</p> <p>(6)国内(埼玉県、大阪府、北海道等)においても県民と外国人との対立やトラブルが多く発生している。県はこれらの状況を調査し、これらを未然に防ぐ対策を盛り込む。</p>	<p>ご意見のとおり国籍の違いによる文化的差異を背景としたトラブルなどを未然に防止することは重要であると考えております。そのため、相互理解の促進などに努める本プラン記載の各種取組推進が重要であると考えております。</p>
124	-	<p>地域日本語教室は(1)外国人にとって繋がりをもたらす場や居場所であること、(2)教室におけるボランティアを多文化共生における貴重な担い手として養成する場であること(3)行政が在住外国人向けのイベントを企画した際、外国人への連絡やヒアリングを行う場となることから、多文化共生の拠点としての意義があり、教育分野ではなく、くらしの中の各種取り組みに位置づけるべきではないか。</p>	<p>ご意見をいただいたとおり、地域日本語教室は多文化共生拠点としての意義があるものと考えます。一方で、県としては日本語教室を基礎的な日本語能力の向上に取り組む教育の場として活用することを想定して教育分野に組み込んでおります。</p> <p>今後の経験もふまえ、3年に1度の計画見直しに際して、設定分野の見直しについても検討してまいります。</p>
125	-	<p>地域日本語教室は(1)外国人にとって繋がりをもたらす場や居場所であること、(2)教室におけるボランティアを多文化共生における貴重な担い手として養成する場であること(3)行政が在住外国人向けのイベントを企画した際、外国人への連絡やヒアリングを行う場となることから、多文化共生の拠点としての意義があり、教育分野ではなく、くらしの中の各種取り組みに位置づけるべきではないか。</p>	<p>ご意見をいただいたとおり、地域日本語教室は多文化共生拠点としての意義があるものと考えます。一方で、県としては日本語教室を基礎的な日本語能力の向上に取り組む教育の場として活用することを想定して教育分野に組み込んでおります。</p> <p>今後の経験もふまえ、3年に1度の計画見直しに際して、設定分野の見直しについても検討してまいります。</p>